

第1次北杜市総合計画 後期基本計画

人と自然と文化が躍動する環境創造都市



北杜市

目次

第1章 教育・文化に輝く杜づくり

第1節 生きる力と郷土を愛する心を育む教育の充実

第1項 一貫性のある幼児教育の推進	1
第2項 義務教育の充実	2
第3項 高等教育の充実	5

第2節 地域づくりを支える生涯学習社会の充実

第1項 生涯学習の充実	6
第2項 社会教育の充実	9
第3項 生涯スポーツの充実	10

第2章 産業を興し、富める杜づくり

第1節 特色ある農林業の振興

第1項 活力ある農業の推進	12
第2項 林業の振興	15

第2節 地域に密着した商工業の活性化

第1項 商業の振興	17
第2項 工業の振興と企業誘致の推進	19
第3項 勤労者対策の充実	21

第3章 安全・安心で明るい杜づくり

第1節 市民の健康づくりと医療や社会保障制度の充実

第1項 市民の健康づくりの推進	22
第2項 子育て世代への支援の推進	24
第3項 医療の充実	25
第4項 国民健康保険制度の推進	27
第5項 国民年金制度の推進	28

目次

第3章 安全・安心で明るい杜づくり

第2節 生きがいの形成と次世代を育成する環境の整備

第1項 地域福祉の充実	29
第2項 高齢者対策の充実	31
第3項 障がい者福祉の充実	33
第4項 児童福祉の充実	35
第5項 ひとり親家庭福祉の充実	38

第3節 災害に強く安心して暮らせる生活環境の確保

第1項 治山・治水、河川整備の推進	39
第2項 防災対策の充実	41
第3項 消防・救急体制の充実	44
第4項 交通安全の推進	45
第5項 雪氷対策の充実	46
第6項 消費者対策の充実	47

第4章 基盤を整備し豊かな杜づくり

第1節 秩序ある土地利用の推進と居住環境の充実

第1項 土地利用の推進	48
第2項 住宅・宅地の整備	49

第2節 市民の参加によるまちづくりの推進

第1項 計画的なまちづくりの推進	51
第2項 市街地整備の推進	52
第3項 景観整備の推進	53

第3節 清らかな水資源の保全と活用

第1項 安心できる上水道と水資源の保護	54
第2項 下水道・排水処理の推進	56

第4節 人と地域を結ぶ道路交通ネットワークの整備

第1項 道路ネットワークの整備	58
第2項 公共交通ネットワークの充実	60
第3項 情報ネットワークの整備	61

目次

第5章 環境日本一の潤いの杜づくり

第1節 豊かな自然環境を創造する活動の推進

- 第1項 自然保護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 第2項 環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 第3項 環境美化活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第2節 環境と共生する資源循環型社会の形成

- 第1項 ごみの収集・処理、リサイクルの推進・・・・・・・・ 69
- 第2項 適切な、し尿処理と衛生施設の管理・・・・・・・・ 71
- 第3項 公害防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

第6章 交流を深め躍進の杜づくり

第1節 広い視野を育む交流の推進

- 第1項 産・学・官連携交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 第2項 地域間交流や国際交流の充実・・・・・・・・・・・・ 75
- 第3項 若者の交流機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

第7章 品格の高い感動の杜づくり

第1節 地域資源を活用した多様な観光の展開

- 第1項 観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

第2節 地域文化を愛しむ、人と環境の形成

- 第1項 文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 第2項 青少年の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

第3節 芸術と文化で育む地域の創造

- 第1項 芸術・文化を育む地域づくり・・・・・・・・・・・・・・ 83

目 次

第8章 連帯感のある和の杜づくり

第1節 市民と協働するまちづくりの推進

第1項 広報・広聴の充実	85
第2項 まちづくり活動の充実と人材育成	87
第3項 男女共同参画社会の推進	89

第2節 適切な市民サービスの提供に向けた行政機能の充実

第1項 行政推進体制の強化	90
第2項 財政の健全化	92
第3項 広域行政の展開	94

【参考資料】

北杜市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）	95
北杜市総合計画後期基本計画について（答申）	96
北杜市総合計画審議会条例	97
北杜市総合計画に関する規則	98
北杜市総合計画策定本部規定	99
北杜市総合計画審議委員名簿	101
北杜市総合計画審議会等審議経過	102

第1次北杜市総合計画

後期基本計画

第 1 章 教育・文化に輝く杜づくり

第 1 節 生きる力と郷土を愛する心を育む教育の充実

第 1 項 一貫性のある幼児期教育の推進

【現状と課題】

経済的、物質的な豊かさの中で育ってきた現在の子ども達は、ひ弱になり忍耐力や人間関係の希薄化、規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下等、また、学力や体力の低下等が、全国的に大きな問題となっています。

市内には、市立 15 ヶ所・私立 2 ヶ所の保育園がありますが、福祉機能とともに就学前教育の拠点としての役割が一層大きくなっています。

本市では、次世代を担う子ども達へ「原っぱ教育」を提唱していますが、そのファーストステージとして、保育園の場で幼児期から生きる力を育み、郷土を愛する心を育てていく取組が必要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 一貫性のある幼児期教育の推進

「原っぱ教育」の実践の場として、保育園における教育ファーム等の食育・地産地消に係る取組や地域活動を通じ、社会性の習得や自然に親しみ大切にする心を育て、小中学校において実践している「原っぱ教育」へとつなげていきます。

施策の体系

1. 一貫性のある幼児期教育の推進

1) 一貫性のある幼児期教育の推進

① 「原っぱ教育」へつなげる食育・地産地消活動等の推進

第2項 義務教育の充実

【現状と課題】

本市では、これまで、豊かな自然や人材、文化施設、子どもの教育に資する地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した教育である「原っぱ教育」を提唱し、学校教育の様々な場面で、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を目標に、知性に富んだ心豊かで自立心に満ち、心身ともに健康で郷土愛溢れる人づくりを目指す取組を実践してきました。

こうした取組の成果により、合併時には県平均を下回っていた市内小中学生の体力テストの結果が、平成22年度には、県平均を上回るまでになっています。

今後も、引き続き、「夢を持ち 未来を切り拓く 心身ともにたくましい 北杜の子ども」づくりを目指して「原っぱ教育」を推進していく必要があります。

また、課題であった小中学校校舎の耐震化については、現在、統合事業が実施されている長坂地区を除き、その対応に努めてきました。

一方、児童生徒数の減少に伴い、平成22年5月に、「北杜市立小中学校適正配置実施計画」を策定し、長坂地区の4校を統合した（仮称）長坂統合小学校の建設に着手したところですが、引き続き、児童生徒数の推移を見据えた小中学校の適正配置を進めていく必要があります。

また、安全・安心な学校給食実施のため、平成21年3月には、北杜南学校給食センターを建設し、既存の北杜北学校給食センターの2施設に、順次、学校給食施設の統合を図っていきませんが、今後の統合については、児童生徒数の減少や小中学校の統合を見極めていく必要があります。

さらに、小学生の登下校時の安全確保のため、スクールガードリーダーや、スクールボランティアを配置し、巡回指導等を行うとともに、効率的で安全な通学手段を確保するため、市営バスやスクールバス等を有効に活用していくことなど、学校教育環境を整えていくことが必要です。

なお、「中高一貫教育」については、甲陵中学・高等学校が、県下公立学校で唯一導入しており、国立大学等に多数合格者を輩出するとともに、文化・スポーツの分野で優秀な成績を修めるなど、大きな成果を上げています。

【施策の方向・内容】

1) 学校教育内容の充実

これまで推進してきた「原っぱ教育」をより一層充実させ、「夢を持ち 未来を切り拓く 心身ともにたくましい 北杜の子ども」づくりを目指します。

2) 学校教育環境の向上

「北杜市立小中学校適正配置実施計画」に基づき、児童生徒数の推移等を見据えた小中学校の適正配置を進めます。

児童生徒数の減少や小中学校の統合に併せて、学校給食施設の学校給食センターへの統合を進めます。

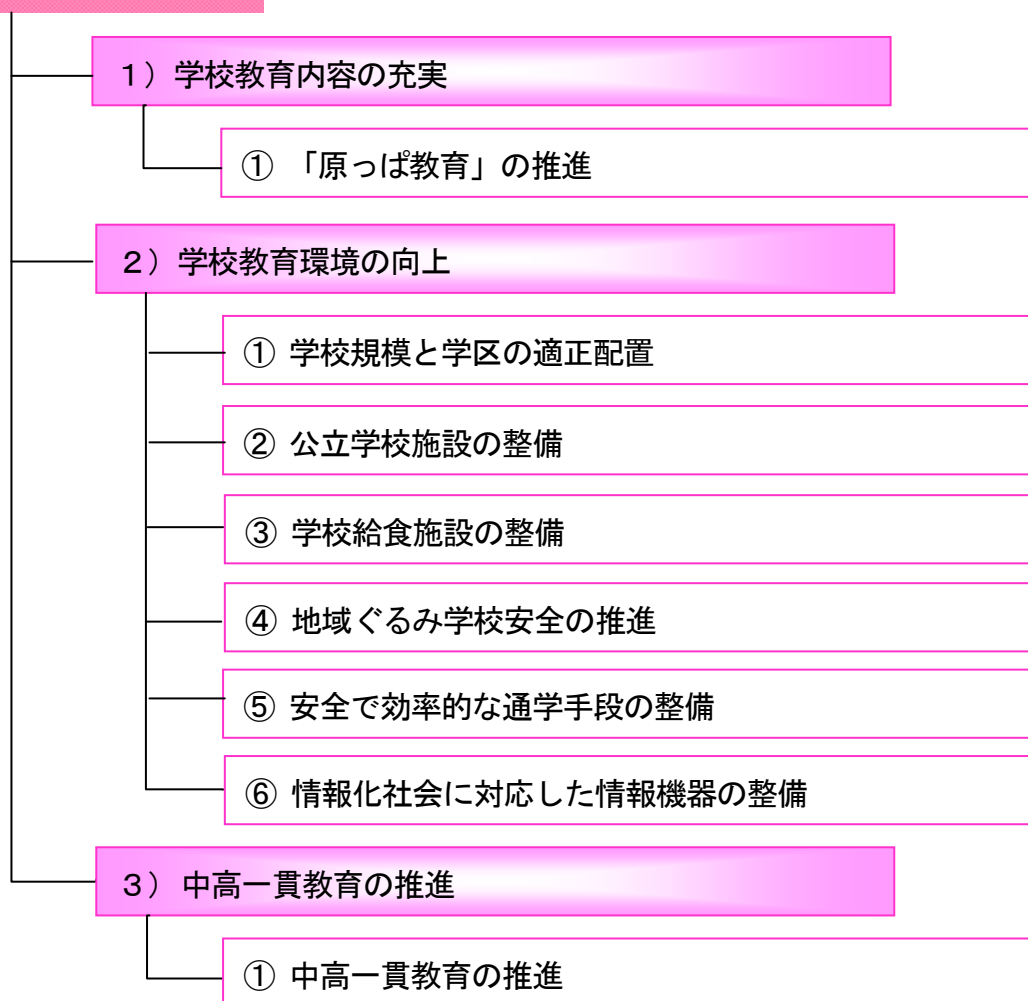
小学生の登下校時の安全確保のため、スクールガードリーダーやスクールボランティア等を引き続き配置して巡回指導等を行うとともに、効率的で安全な通学手段を確保するため、市民バスやスクールバス等の有効活用を図ること等によって、学校教育環境の向上に努めます。

3) 中高一貫教育の推進

中学校と高等学校の6年間の中で、計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすため、甲陵中学・高等学校の中高一貫教育を継続します。

施策の体系

2. 義務教育の充実



第3項 高等教育の充実

【現状と課題】

市内には、市立1校、県立1校、私立2校の高等学校があり、それぞれ特色ある学校経営がなされています。

その中で、北杜市立甲陵高等学校は、県下公立学校で唯一、中高一貫制を導入し、毎年多くの生徒が大学へ進学するとともに、文化・スポーツの分野でも優秀な成績を修めるなど、公立学校でありながら、特色ある学校経営を行っています。

同校の施設整備については、これまで校舎の耐震化を進め、平成24年度にはすべての校舎の耐震化が完了する見込みとなっています。

今後も、特色ある市立高校の経営を続けていくことが、本市にとって必要なことと考えています。

【施策の方向・内容】

1) 高等学校教育の充実

特色ある学校教育を行っている甲陵高等学校の経営を継続します。

施策の体系

3. 高等教育の充実

1) 高等学校教育の充実

① 甲陵高校の適切な運営

② 甲陵高校施設の整備

第2節 地域づくりを支える生涯学習社会の充実

第1項 生涯学習の充実

【現状と課題】

本市では、生涯学習の取組として、多様な講座や教室を開催しています。その啓発活動として、企画の段階から市民が参加し、運営を行う「生涯学習フェスティバル」を開催するなど、生涯学習の発表の場と自主的な活動グループの育成の場を提供しています。

さらに、毎年度、生涯学習パンフレットを作成し、「まなびの杜タレントバンク」として、地域の人材を紹介するとともに、平成22年度から、生涯学習をさらに推進するための事業として「北杜ふれあい塾」を開催するなど、様々な形で学習活動の充実を目指しています。

また、公民館事業においては、公民館運営審議会委員が各種公民館事業への提言や事業の活用等について研究を行っています。

207の分館では、公民館分館施設整備事業において、各分館の改修や下水道接続等の環境整備を進め、北杜市公民館分館活動補助金制度により、分館運営の充実や青少年活動を促進しています。

本市の生涯学習や文化を支える図書館は、市内に8つの図書館が設置され、市内図書館資料をどの図書館でも受け入れ返却できるシステムが構築されており、効率的かつ有効的な圖書の貸し出し返却を行っています。

図書館については、平成22年1月に「北杜市立図書館適正配置等検討委員会」を設置し、今後の図書館の運営方法等について検討を進め、平成23年2月に、これからの市立図書館の運営方針を定めた、「今後の北杜市立図書館のあり方」を策定し、金田一春彦記念図書館を中央図書館として位置づけるとともに、他の7館の図書館を分館とし、それぞれの複合施設の中で地域の特性を生かした運営を進めていくこととしました。

特に、金田一春彦記念図書館については、平成23年度に国の臨時交付金を活用し、文化功労者で方言研究の権威である故平山輝男氏の寄贈書籍等のコーナーを新設するなど、中央図書館としてその機能充実を図ってきました。

今後は、図書館システムの再構築を進めていく中で、学校図書館とのネットワーク化を図るなど、学校図書館との連携を推進し、より良い読書環境づくりに努めていく必要があります。

さらに、図書館ボランティアの活用のほか、図書寄贈のPRなど、これまで以上に工夫した図書館の運営にも努めていく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 生涯学習計画の推進

毎年度策定している「北杜市生涯学習計画」に基づき、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」の形成を基本に、市民の学習に対するニーズを把握し、各部局とも連携する中で、各種講座や教室など様々な学習機会を提供していきます。

特に、生涯学習フェスティバルの開催やパンフレット等の整備、学習講座等の正確でタイムリーな情報提供を進めます。

さらに、学習講座を企画の段階から市民に参加してもらうことによって、交流や学習をすることの楽しさ、生き甲斐、自己実現、あるいは地域社会の課題解決に携わることの喜びなどを感じてもらい、まなびの杜タレントバンクを活用した講座の開催や地域の自主的な活動グループの育成を図ります。

2) 公民館活動の支援

市民ニーズに即した公民館事業を展開するとともに、公民館活動の自主運営化を促進します。

3) 図書館機能の充実

平成23年2月に策定した「今後の北杜市立図書館のあり方」を基に、生涯学習の拠点である図書館運営の充実を図ります。

施策の体系

1. 生涯学習の充実

1) 生涯学習計画の推進

① 生涯学習計画の推進

② 啓発活動の推進

③ 各種学習講座の充実

④ まなびの杜タレントバンクの活用

2) 公民館活動の支援

① 公民館活動の支援

3) 図書館機能の充実

① 図書館の適切な運営

② 図書館ボランティアの育成

③ ブックスタート事業の推進

第2項 社会教育の充実

【現状と課題】

本市の社会教育は、社会教育委員が、地域住民と行政とのパイプ役として対応しています。社会教育委員は、社会教育に係る問題について協議するとともに、各種研修会等に参加し見識を深めています。

また、社会教育委員が参画する中で、社会教育事業の年間指標となる「北杜市生涯学習計画」の策定が行われており、同計画に基づいて、学校やPTA、社会教育団体を中心とした教育文化講演会等の開催や、成人式の実施、家庭教育の支援事業を展開しています。

一方、現在の社会教育における考え方や取組は地域格差があるため、今後、社会教育委員が中心となって社会教育の意味や生涯学習社会構築の必要性について啓発していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 社会教育の充実

社会教育委員会会議における研修・研究、調査機能等を強化するとともに、各地域活動や事業への参加、市民意識調査等を通じた的確な計画づくりを進め、事業の展開を図ります。

計画的、組織的に継続して行う社会教育活動として、青少年教育や家庭教育など社会教育事業を推進することにより、多くの市民が参加するよう努めます。

施策の体系

2. 社会教育の充実

1) 社会教育の充実

① 社会教育の充実

② 社会教育施設の適切な管理

第3項 生涯スポーツの充実

【現状と課題】

本市は、毎年度策定する「北杜市生涯学習計画」の部門計画として、「生涯スポーツ推進計画」を定め、同計画に基づき、ニュースポーツ等の普及推進、スポーツクラブ・スポーツ少年団の育成、健康祭り、体育祭り、スポーツレクリエーション大会等の実施、体育協会の育成強化など、市民が、いつでも、どこでもスポーツが気軽にできる環境整備に努めています。

特に、「原っぱ教育」の一環として、子どもの体力づくり推進事業を継続的に実施した結果、合併時に県平均を下回っていた体力テストの結果が、平成22年度には県平均を上回るという成果を上げています。また、スポーツを通し、小中学校や地域、家庭などの連携や交流を深めることにも力を入れています。

さらに、本市の体育振興を支えてきた北杜市体育協会の自立についても、支援していく必要があります。

平成23年度からは、北杜市体育施設の使用料の設定基準の統一化を図り、新料金体系による施設運営に取り組んでいますが、市内にある社会体育施設は、ほとんどが旧町村時代の施設をそのまま継承しており、老朽化等に伴い多額の維持管理費が生じているため、施設の統廃合等を今後進めていく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 生涯スポーツの充実

生涯スポーツの推進に向け、推進体制の充実を図るとともに、健康づくり教室などの開催について、家庭・学校・企業等へPRを進めます。

また、各種体育指導者の養成を進めるとともに、体育協会、スポーツ推進委員（体育指導委員）が主体となり、市民相互の親睦・交流、世代間交流を深め、健康、体力の増進を図る事業を通じて生涯スポーツの振興を支援します。

合わせて、体育祭り等の普及啓発に努めるとともに、選手の育成や市民の交流機会の拡充を進めるため、国や県の開催する大会にも積極的に協力していきます。

社会体育施設の統廃合等を進めるとともに、各社会体育施設の連携を図ることによって、スポーツ活動を支援する環境整備に努めます。

2) 子どもの体力づくりの推進

「原っぱ教育」の一環として実施している、子どもの体力づくり推進事業等に今後も積極的に取り組みます。

施策の体系

3. 生涯スポーツの充実

1) 生涯スポーツの充実

① 生涯スポーツの充実

② 社会体育施設の適切な管理

2) 子どもの体力づくりの推進

① 子どもの体力づくりの推進

第 2 章 産業を興し、富める杜づくり

第 1 節 特色ある農林業の振興

第 1 項 活力ある農業の推進

【現状と課題】

本市の大半は森林及び農地であり、主要生産物である稲作は山梨県下最大の生産量を誇り、「梨北米」のブランドで全国的にもおいしいお米として認知されてきました。

また、高原野菜も全国に名を広め、観光農園など様々な農業集積を有する地域となっています。

昭和 50 年代からほ場整備事業が始まり、水田の基盤整備はほぼ終了しており、現在は明野町、白州町で県営畑地帯総合整備事業を展開し畑地の基盤整備や灌漑排水の整備を進めています。

今後は、担い手農業者への耕作地の確保と優良農地の保全のため、小規模の田畑の基盤整備事業を推進し、農業生産基盤の整備と、遊休農地の防止に努めていく必要があります。

また、農道・農業用水路・暗渠排水等の農業生産基盤の維持管理での整備が多く求められています。

農道は、北杜市全体で約 643km あり、八ヶ岳広域農道・茅ヶ岳広域農道・甲斐駒ヶ岳広域農道・ふれあい支援農道の北杜市を周遊できる農産物及び観光の輸送に利便性の高い大型農道のほか、各地域のほ場整備地内等の農業生産基盤に不可欠な農道などがあり、順次整備を進めています。

また、大型農道は、農道の草刈り、側溝清掃等の維持管理について適切な管理をしていく必要があります。

現在、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、北杜市の農家戸数は減少の一途をたどっており、主要生産物である水稲の作付け状況を見ても、1990 年と比較し約 20%の減となっています。

また、本市の農業は、稲作を中心に展開されてきましたが、転作田を利用した、大豆、麦、そば、野菜等の生産も行われています。しかし、近年は農作物の販売価格の低迷や農業者の高齢化・後継者の不足などが深刻であり、併せて農業人口の減少や農地の遊休化が顕著となっているため、農業経営の自立・安定施策を講じるとともに、これからの北杜市の農業を担っていく農業者や営農組織の育成が重要です。

さらに、明野町で整備した畑地の大規模農業生産団地には、現在、農業生産法人が大規模ハウスでの野菜生産を開始しており、これらの法人と連携し市内農産物の販路の拡大や農業者の雇用の拡大を図るとともに、都市と農村の交流を目的とした市民農園、観光農園などの農地の多様な活用の推進、特産品の産地化を図るなど時代のニーズに応じた対策が必要です。

また、地産地消と食の安全・安心に対応するため、平成 22 年度に「食と農の杜づくり課」を新設し、地産地消等に係る取組を展開しています。

そして、畜産振興についても、当地域の特徴を生かした畜産の振興策を講じる必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 農地の保全と農業生産基盤の整備

これまで進めてきた農道や水路等の農業生産基盤施設については、長寿命化のための補修・更新等を図るとともに、地元のニーズを十分に把握したうえで、重要性・投資効果等を考慮しつつ国庫、県営事業を最大限に活用し、土地改良事業や溜池安全対策事業等を推進します。

また、担い手農業者の耕作地を確保するため、遊休化している小区画農地へ土地改良事業等を実施することにより、遊休農地の解消に取り組んでいきます。

小規模な農道等については、地元主体で行う市単独土地改良事業補助金の活用を推進します。

2) 特色ある農業・農村づくりの促進

「梨北米」としてブランドが確立した当地域の基幹作物の水稲については、消費者が求めるおいしい米作りをさらに推進することにより、確固たる産地形成を図ることによる、売れる米作りを目指していきます。

また、新規就農者や、規模拡大希望農家等を積極的に支援していくことにより、農地の流動化や遊休農地の有効利用を図るとともに、就農者の確保・育成や集落営農組織の育成・法人化の促進に取り組めます。

また、環境に配慮した農産物の生産振興と流通を促進するための取組みを進めます。

さらに、地産地消を推進するために、生産者、消費者の双方にとって身近な直売活動の支援や、地域農林産物の消費拡大に取り組むなど、郷土の食を絆とした、消費者、生産者、食品産業の事業者等のネットワークづくりを総合的に推進します。

併せて、学校給食などにおける地場農産物の利用を推進し、生産者の顔が見える安全で安心な食材の提供を行っていきます。

また、農作物をサル・シカ・イノシシ等の鳥獣害から守るため、捕獲者の確保・育成を図るとともに、捕獲活動の支援や捕獲器具の整備への助成など積極的な鳥獣害防止対策を推進します。

施策の体系

1. 活力ある農業の推進

1) 農地の保全と農業生産基盤の整備

① 資源保全施策の推進

② 農業生産基盤の整備

2) 特色ある農業・農村づくりの促進

① 農業経営安定対策の推進

② 認定農業者・新規就農者の確保と育成

③ 農業振興施設の適切な管理

④ 環境保全型農業の推進

⑤ 地産地消の推進

⑥ 野生鳥獣被害対策の推進

第2項 林業の振興

【現状と課題】

本市の森林は、アカマツ・カラマツ・広葉樹を中心に構成され、森林面積46千ha、森林率76%、人工林率37%となっています。それら森林の半数以上は高齢級林分であり、今後は利用可能な森林が増大してくるものと予想されるものの、現状の間伐実績から見ると、未整備森林が多数存在しています。また、身近に存在するアカマツ林、ナラ等を中心とする里山は、松くい虫被害の継続的な発生、薪炭利用の低下による枯木枯枝の放置など荒廃が進んでいる状況にあります。

水源涵養や国土保全、生物多様性の保全など、森林の有する多面的機能を高度に発揮していくためには、これら森林の整備・保全を図る必要があります。

しかし、現在の林業・木材産業を取り巻く状況は非常に厳しく、森林所有者の自助努力のみによる間伐等の積極的な実施は期待できないことから、森林整備に対する支援を強化していく必要があります。

また、松くい虫被害森林については、伐倒駆除を着実に実施する一方で、将来的な被害発生を軽減していくためには、森林所有者が自主的に樹種転換などの適正管理を進めることが求められます。

林道は、間伐等の適切な森林整備に不可欠であるため、既設林道の改良や維持管理による既存ストックの有効活用を中心に、林道整備を行っていく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 健全な森林の育成

森林所有者への「北杜市里山整備事業」の浸透を図りつつ、国庫補助事業との連携による森林整備を着実に推進します。

また、「音事協の森」整備事業のような多様な担い手による森林整備を推進するとともに、森林整備に対する理解を深めるための講座等を開催します。

さらに、松くい虫対策については伐倒駆除の着実な実施を進めるとともに、将来的な被害発生を軽減するため、樹種転換等を進めます。

また、林業で排出される未利用材の利活用策等についても研究していきます。

2) 林道の整備

既設林道の改良等を適宜行っていくことにより、効率的な森林整備を図ります。

施策の体系

2. 林業の振興

1) 健全な森林の育成

① 健全な森林の育成

2) 林道の整備

① 林道の整備

第2節 地域に密着した商工業の活性化

第1項 商業の振興

【現状と課題】

本市は、広範囲な地域とともに個々の地域特性が強く、商圈域が分散している中、商工業者が一体となり、特産品等の商品販売促進のため「北杜商工元気まつり」等のイベントや、地域共同事業としてポイントカード事業を展開するなど、本市の商業が活性化するための様々な努力がなされています。

そのほか、商店街魅力再生事業として、地域住民や諸団体との交流を目的とした「北の杜まつり」の開催、商店街及び個別店舗による統一の大売り出しの実施や、夏祭りなどのイベント事業を展開しています。また、長坂商店街にある大正時代からの民家を多目的施設に改修し、「芸術と文化」のまちづくり拠点として、ギャラリー、カルチャー教室等を開催するなど、商店街活性化に向けた取組みがなされています。

近年、商店街及び商店の衰退は著しく、商店経営者の高齢化が進んできており後継者不足が深刻な問題となっています。さらに、消費者のニーズの多様化、大規模店の進出等により、中小小売業者を取りまく環境は、非常に厳しい状況であります。また、市外への買い物客の流出がみられます。

人が集まり賑わい、活気にみちた商店街を形成するために、商業者の自助努力を促進し、個店の魅力を高めるための支援、指導を強化し、商業後継者の育成を図り、地域の特色を生かした魅力ある個店経営の実現による商業の活性化を推進する必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 商店街の活性化

地域の特色を生かした魅力ある商業の振興や地域住民の利便性の向上のため、商店街の活性化を図るとともに、商工会の育成や地域に密着した商業活動を支援します。

2) 商店経営の充実と個店の活性化

消費者ニーズにあった商品構成、ポイントカード事業の充実、個店の魅力創出事業等、また、商店経営における多様な販売促進活動などを支援し、消費者の地域外流出を防ぎ地域商業の活性化を図ります。

施策の体系

1. 商業の振興

1) 商店街の活性化

① 商工会活動への支援

② 中心市街地の活性化推進

2) 商店経営の充実と個店の活性化

① 個性や魅力ある店舗づくりの推進

第2項 工業の振興と企業誘致の推進

【現状と課題】

現在、市内には県の地域中核工業団地と地域拠点工業団地があり、11団地に16社が入居しています。また、平成17年4月から平成23年10月までに北杜市企業等振興支援条例に基づき指定を受けた企業は10社となっています。

市では、「環境創造都市」にふさわしい北杜市の特色である豊かな自然に合致し、これを生かせるような環境にやさしい企業や事業所、また、市内企業や事業所に関連した事業を営む企業等の誘致を行うことを目指しています。さらに、遊休農地を有効利用するために、農産物等の生産加工を関連とした企業の誘致や、情報化事業などの知的産業や在宅型オフィス（SOHO）の誘致、ベンチャー企業の創出及び育成を図っていく必要があります。

市内で事業を営む企業の振興を図るため、異業種交流を行うことによって共に助け合い、学びあい、お互いが健全に発展できる機会を創るとともに、地域社会に貢献していくことを目的とした北杜市企業交流会を支援しています。

今後は、市内の企業を広く紹介する機会や手段を充実・強化することにより、企業誘致を積極的に展開する必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 企業誘致活動の推進

企業等からの情報や企業等が開催する産業展や市企業交流会等を通じて、本市の特性を生かした誘致活動を積極的に展開します。

また、企業や事業所の誘致が可能な土地を、市所有地だけでなく共有地や私有地などを含めて確保していきます。

2) 地域産業の活性化と企業振興

市内外のイベントへの出展等を計画し、市内企業や製造品等を紹介するための機会の創出を図ります。

また、北杜市企業交流会への加入の拡大と充実を支援するとともに、ガイド冊子やホームページにより就職予定者に市内企業を広く紹介します。

施策の体系

2. 工業の振興と企業誘致の推進

1) 企業誘致活動の推進

① 企業誘致活動の推進

2) 地域産業の活性化と企業振興

① 中小企業（地域産業）への支援

② 北杜市企業交流会の活動の充実

③ 市内企業の情報発信の強化

第3項 勤労者対策の充実

【現状と課題】

本市では、「北杜市定住促進就職祝金支給制度」により新規学卒者や将来にわたって市内へ居住しようとする U ターン・I ターンによる就業者など、若者の定住を促すとともに、商工業の雇用の安定と活性化を図っています。

また、公共職業安定所等と連携して、労働関係の情報を収集するとともに、雇用の拡大を図ることが求められています。

【施策の方向・内容】

1) 就業・就職への支援

就職祝金支給制度の更なる普及・啓発活動に加え、新規学卒者や U ターン・I ターンによる就業者へも助成を行い、制度の目的である若者の定住と雇用の安定や活性化をより一層促進し、定住人口の拡大を図ります。

2) 労働関係の情報収集と提供

公共職業安定所をはじめ関係機関や企業との連携を密にして、求職や求人の情報収集と提供に努め、雇用機会の拡大を図ります。また、市内企業への新規採用者に対する研修や就職ガイダンスの共同開催の機会や会場の提供を行います。

施策の体系

3. 勤労者対策の充実

1) 就業・就職への支援

① ふるさとの就職の奨励

② 市内企業就業者の能力開発

2) 労働関係の情報収集と提供

① 求職や求人の情報収集と提供

第 3 章 安全・安心で明るい杜づくり

第 1 節 市民の健康づくりと医療や社会保障制度の充実

第 1 項 市民の健康づくりの推進

【現状と課題】

近年、医療費の増加は、全国的にも大きな問題となっており、予防を中心とした健康づくりの重要性が増々高くなっています。

また、本市では、生活習慣病予防とがんの早期発見・早期対応を目的に、19 歳以上の市民を対象に総合健診・人間ドックを実施しており、その受診率は県内でも高い水準となっています。

総合健診においては受診者の固定化や未受診者の発掘が課題であるため、多くの受診者や検診車を受け入れる広さがある施設を選定し、地区ごとに送迎バスを出すなどの工夫をして、多くの市民が受診できる体制づくりを行っています。

健診結果により、医療費に影響をする高血圧症や糖尿病に代表される生活習慣病やメタボリック症候群の予防対策に向けて、食生活や運動を中心とした健康教室を開催しています。

また、市が実施する人間ドックについては、人間ドックと総合健診との整合性等を図る中で、公費負担の在り方を見直す必要があります。

さらに、食の安全・安心が求められる中で、地産地消の推進と食生活の改善を図るためのルールづくりが求められています。

【施策の方向・内容】

1) 市民の健康づくりの推進

市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、予防を重視した健康づくりを推進します。

具体的には、平成 23 年度に策定した第 2 次北杜市健康増進計画に基づき、生活習慣病の予防に関する取組や、保健・栄養指導の充実を図ることにより市民が健康で快適な生活を送ることができるよう努めます。

さらに、新型インフルエンザ対策や子宮頸がんワクチンの接種など、感染症等の予防対策を推進します。

また、地産地消の推進と食生活の改善を図るため、食育に関する条例に基づき食育推進計画を策定し、市民の健康づくり活動を進めます。

2) 地域の組織づくりと活動の支援

地域に保健福祉推進員や食生活改善推進員を設置し、地域の健康づくり活動を実践してもらうとともに、それらの組織活動の育成を図ります。

施策の体系

1. 市民の健康づくりの推進

1) 市民の健康づくりの推進

- ① 健康増進計画の策定・推進
- ② 生活習慣病の予防と早期発見・対応
- ③ 保健指導の充実
- ④ 感染症予防の推進
- ⑤ 食育による地産地消の推進と食生活の改善

2) 地域の組織づくりと活動の支援

- ① 地域の組織づくりと活動の支援

第2項 子育て世代への支援の推進

【現状と課題】

我が国の出生数は年々減少の一途をたどり、本市の出生数についても平成19年度までは大きく減少してきました。

「前期基本計画」及び「北杜市次世代育成支援行動計画」等に基づき、さまざまな子育て支援を行ってきた結果、平成20年度からは減少に歯止めがかかり、子育て支援施策の成果があらわれているものと思われます。

しかしながら、出生率減少のトレンドは今後も続くことが予測され、継続した不断の取り組みが必要です。

特に、母子保健の観点からは、妊婦健診に対する助成を行うとともに、不妊治療の支援を行うなど、これまでの取組を継続していく必要があります。

さらに、乳幼児健診や各種教室を通じて、子育て世代に対する多様な支援をこれからも推進していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 子育て世代への支援の推進

保健・医療・福祉の連携によって、専門職チームによる乳幼児健診事業を継続するとともに、ママパパ学級や親子すくすく相談事業など子育て世代に対する多様な支援を推進します。

また、妊産婦支援や不妊治療支援の充実等を図るための事業を展開します。

さらに、愛育会などの子育て世代を支援するための組織の育成を引き続き支援します。

施策の体系

2. 子育て世代への支援の推進

1) 子育て世代への支援の推進

① 出産支援の推進

② 乳幼児の保健事業の推進

③ 子育て支援組織の育成と推進

第3項 医療の充実

【現状と課題】

市立病院においては、地域の中核病院としての救急医療、へき地医療を実施しています。

また、課題であった小児科医の確保を行い、小児医療の充実を図ってきました。

これまで、平成20年度末に策定した「北杜市立病院改革プラン」に基づき経営の効率化等を図ってきましたが、甲陽病院は、内科の常勤医の不足により、経営状況の改善を図ることが困難な状況にあります。

これまでも、山梨大学や山梨県に対し協力要請を続けてきましたが、これからも両病院とも常勤医の確保に努め、経営状況の改善を図っていく必要があります。

平成23年10月に甲陽病院療養病棟が完成するなど、医療施設の充実強化を図ってきましたが、合わせて地域医師会との連携を強化するとともに、地域のニーズにあった医療を行い、生活習慣や介護予防を含めた医療との連携を推進することが必要です。

また、産婦人科医の確保については、極めて厳しい状況にあることから、その代替措置について対応していくことが必要です。

【施策の方向・内容】

1) 市立医療機関の充実

市立医療機関を維持していくため、「北杜市立病院改革プラン」に基づいた取組みを継続し、市民に対する医療サービスの向上を図ります。

さらに、医師確保と医療連携推進のため、山梨大学や山梨県と連携強化を進めていきます。

2) 出産体制の支援

産婦人科医の確保が厳しい状況に鑑み、助産師に対する研修など代替事業を推進します。

3) 地域医師会等との連携強化

市民にとっての地域医療、一次救急、災害時の医療救護等の面から、地域医師会等との連携を強化します。

4) 救急医療体制の強化

安心して生活できるための救急医療体制の強化を図るとともに、いつでも受診できる環境の整備に努めます。

施策の体系

3. 医療の充実

1) 市立医療機関の充実

① 市立医療機関の充実

② 山梨大、県立中央病院と市立病院の連携強化

2) 出産体制の支援

① 出産体制の支援

3) 地域医師会等との連携強化

① 地域医師会、開業医との連携強化

4) 緊急医療体制の強化

① 救急医療体制の確立

② 休日夜間在宅当番医の充実強化

第4項 国民健康保険制度の推進

【現状と課題】

本市の国民健康保険特別会計は、非常に厳しい運営状況となっています。これは、平成12年度の介護保険制度、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、現役世代からの支援金として新たな負担が生じたことに加え、少子高齢化の影響により県内でも特に高齢化の比率が高く、医療費等が年々増大していることによります。

また、一方で、長引く景気低迷により被保険者の所得額に伸びが見られないことから、保険料収入も減少傾向にあります。

こうしたことから、平成23年度に長年据え置かれた税率を改正し、国保経営の健全化を図ったところですが、今後も国民健康保険制度を堅持していくためには、さらなる見直しを実施していくとともに、収納率の向上に努め、増加を続ける医療費を抑制するためのより効果的な施策を実施していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 国民健康保険制度の推進

国民健康保険制度を堅持していくため、税率の更なる見直しを実施していくとともに、収納率の向上に努め、国保経営の健全化を図ります。

また、医療費抑制のための保健事業を引き続き実施します。

施策の体系

4. 国民健康保険制度の推進

1) 国民健康保険制度の推進

① 国民健康保険制度の推進

第5項 国民年金制度の推進

【現状と課題】

安定した社会保障制度を維持するために、無年金者対策は重要であり、無年金者が発生すると、生活保護者の増加につながり、一般会計の負担が増加することから、適切な徴収を行うことが必要です。

将来年金を受給し、安心と生活の安定に結びつけるため、新たに加入する新成人への年金制度の理解と加入促進を推進する必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 国民年金制度に関する啓発活動

広報誌やパンフレットによる啓発により、国民年金制度の理解を図り、併せて口座振替制度を推奨していきます。

また、成人式の機会を捉え、新成人への年金制度の理解と加入に向けたパンフレットを配布するなど、啓発活動に努めます。

施策の体系

5. 国民年金制度の推進

1) 国民年金制度に関する啓発活動

① 国民年金制度に関する啓発活動

第2節 生きがいの形成と次世代を育成する環境の整備

第1項 地域福祉の充実

【現状と課題】

近年、少子高齢化の進行や核家族化などによる家族機能の低下、地域社会のつながりの希薄化、価値観の多様化などにより、地域における福祉ニーズが増大してきています。

また、災害時における要援護者支援の問題など、公的サービスだけでなく、地域において防犯・防災を含めた生活全般における支援を行っていくことが求められています。

一方、現在、厳しい景気・雇用情勢が続く中、蓄えが底をつき、高齢・傷病・リストラ等を機に、生活保護に頼らざるを得ない世帯が急増しています。この結果、この5年間で被保護世帯が約1.5倍となるなどの状況にあり、増加傾向は今後も続くと予想されます。

このような社会状況を背景に、市民一人ひとりの“幸せな暮らし”を支えていけるよう、市民、地域の団体・機関、行政などの地域全体がネットワークをつくり「地域ぐるみの福祉」を進めること、生活困窮者への支援を充実させることが求められています。

【施策の方向・内容】

1) 地域福祉の充実

「北杜市地域福祉計画」に基づき、誰もが安心して生活できる、市民参加と支え合いの福祉のまちづくりを推進します。

災害時要援護者支援制度により、一人暮らしの高齢者や障がい者などの不安を軽減させるとともに、災害が起こった際には、地域ぐるみによる支援を行います。

また、生活困窮者や生活保護の受給者については、就労支援員によるハローワークへの同行、求人情報の提供等を積極的に実施し、その経済的自立に向けた取組を強化します。

一方で、他の施策の活用、扶養能力調査等の適正実施及び医療レセプトの点検強化などを通じて、保護費の適正な支給を図ります。

そのほか、温泉施設、火葬場などの福祉施設の適切な管理を行います。

2) 地域福祉の担い手の育成

「北杜市地域福祉計画」に基づき、市民のボランティアパワーと、関係団体の活動、公的サービスとの連携の下で、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた取組を進めます。

このため、本市が持つコミュニティの力を伸ばし、ボランティア団体への支援を通じて地域福祉を支える人材を育成するとともに、福祉関係団体のネットワーク化を図り、併せて、既存の地域福祉団体への支援を行います。

施策の体系

1. 地域福祉の充実

1) 地域福祉の充実

- ① 地域福祉の充実
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 福祉施設の適切な管理

2) 地域福祉の担い手の育成

- ① 地域福祉を支える人材の育成
- ② 保健福祉関係団体のネットワーク化
- ③ 地域福祉団体への支援

第2項 高齢者対策の充実

【現状と課題】

本市の高齢化率は、平成23年4月1日現在で29.9%となり、全国平均の23.2%と比較しても非常に高い値となっています。

また、要介護認定者の認定率は、平成18年度末の13%から平成22年度末には12%と低減していますが、これは本市が「ほくとゆうゆうふれあい計画（北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、介護予防に重点をおいた諸施策を展開してきた成果であると考えています。

こうした諸施策は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方に基づき取り組んできたものですが、引き続き、この基本的な考え方に基づいた事業を展開していくことが重要です。

今後も、平成18年度に開設した地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会等の福祉関係団体と連携した事業展開が必要です。

【施策の方向・内容】

1) 高齢者の自立と生活向上の推進

「ほくとゆうゆうふれあい計画（北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、高齢者が、住み慣れた地域で健康で過ごせるよう、老人クラブへの活動支援など、高齢者の生きがいがづくりのための諸事業を展開していきます。

さらに、高齢者が慣れ親しんだ家庭で生活を続けていくために必要なサービスを提供していきます。

また、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）や生活支援ハウスに入居している高齢者に対し、生活援助員の派遣・配置による支援を行うことにより、高齢者の自立と生活向上の推進を図ります。

2) 介護予防サービスの推進

高齢者が、いきいきと自立した生活を送るためには、健康で活動的であることが大切であり、そのため介護が必要な状態とならないよう、介護予防への取組が特に重要となります。

具体的な取組としては、高齢者との総合的な相談や、日常的な個別指導等を行う介護予防のマネジメントを強化するとともに、体操教室や講演会など高齢者相互の交流を通じての介護予防の場を提供していきます。

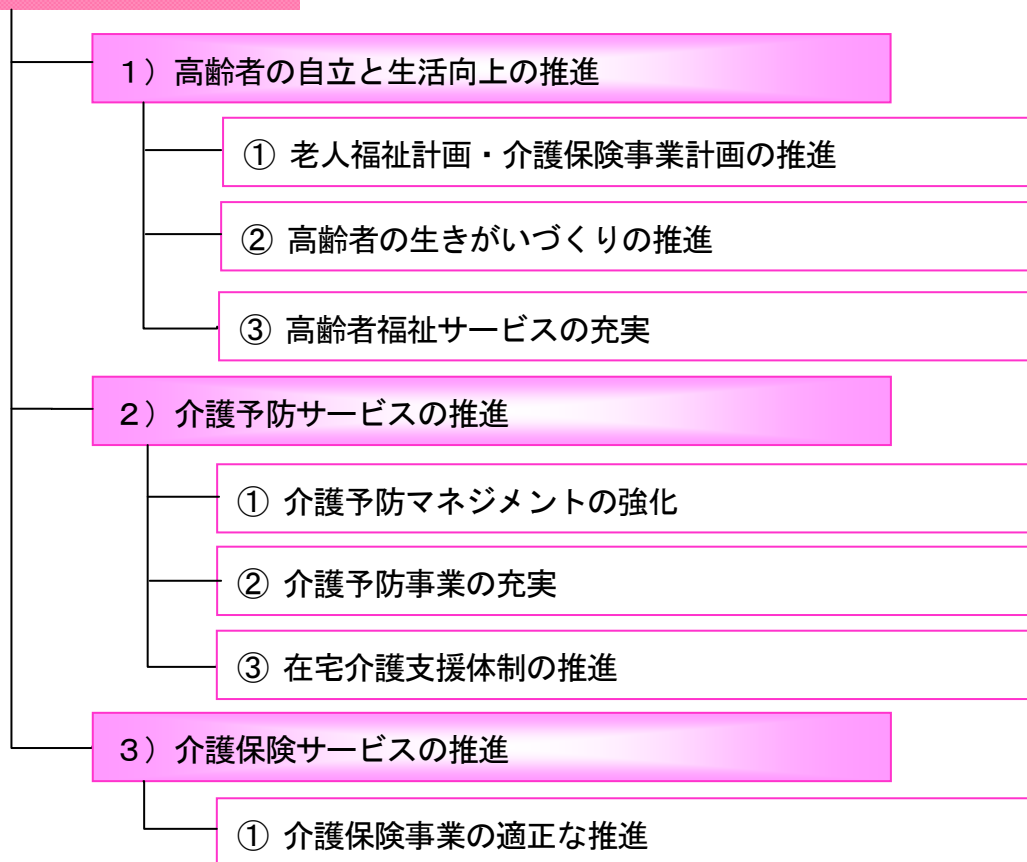
さらに、介護用品の支給や介護者同士の交流の場を作るなど、在宅介護の支援体制を推進していきます。

3) 介護保険サービスの推進

「ほくとゆうゆうふれあい計画（北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画）」を推進するとともに、介護保険制度改正等への的確な対応や介護保険財政の安定的な運営と、高齢者に利用しやすいよう制度の周知に努めます。また、介護サービス事業者等との連携を強化し、地域密着型サービスの一層の充実と適正な配置を進めます。

施策の体系

2. 高齢者対策の充実



第3項 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

本市では、障がいのある人もない人も、共にいきいきとした人生を送ることのできる地域社会の実現を目指しています。

近年、施設・病院から地域での生活に移行し、通所系サービスを利用したり、一般就労を行うようになった障がい者が増加しており、国の施策の後押しにより、今後もこの傾向は続くと考えられます。

こうした中、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするために、障害福祉サービスの推進、経済的支援の充実、社会参加の機会の提供など、様々な取組を効果的・効率的に組み合わせる実施することが求められています。

【施策の方向・内容】

1) 障がい者福祉の充実

障がい者団体の活動を支援するとともに、医療費の助成、福祉手当等の支給を通じて障がい者への経済的支援を行います。

2) 地域生活支援体制の充実

障害者自立支援法に基づき、居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助などの障害福祉サービス給付、更生医療などの自立支援医療給付、補装具の給付を実施します。

また、地域生活支援事業を本市の特性・実情に応じて積極的に推進することにより、障がい者の移動の支援、日中の一時預かり、障害者総合支援センターでの地域活動支援などを行います。

そのほか、障がい者の自立を支援するボランティアの養成や「ほかほかハートまつり」などの地域交流・理解促進の場の確保を図ります。

3) 社会参加手段の確保

障がい者の社会参加の促進を目的として、タクシー利用における料金助成などの各種支援を充実させるとともに、これら必要なサービスがすべての障がい者に行き渡るように事業の周知を図ります。

施策の体系

3. 障がい者福祉の充実



第4項 児童福祉の充実

【現状と課題】

現在、市内では15カ所の市立保育園、2カ所の私立保育園による保育サービスが行われています。

本市では、「北杜市次世代育成行動計画」を策定し、北杜市の全住民を対象とした地域子育て支援体制づくりに取り組むとともに、平成21年度から保育料の第2子以降の無料化を実施したことにより、少子化が進行する中でも、保育園における1・2歳児の利用人数は増加し、保護者の経済的支援や就労支援につながっています。

さらに、平成22年12月に、「北杜市保育園充実プラン」を策定し、今後の保育園の在り方等について具体的な取組を定めました。

また、女性の社会進出に伴い、就労形態や子育て環境の多様化により、保育サービスへのニーズが多様化するなか、放課後の居場所確保のため、放課後児童クラブや児童館の整備・運営に力を入れてきましたが、更なる体制の整備が求められており、特に、放課後児童クラブについては、小学校の統廃合が検討されている中で、利用希望のある児童がすべて利用できるような環境整備を行っていくことが目下の課題となっています。

近年、核家族化や地域の人とのつながりの希薄化により、育児の不安感から生じる悩みを打ち明ける相手がおらず、家庭内で育児の負担を抱えることで、育児ストレスを感じるなど、母と子の社会的孤立を招き虐待に至る事例が増えています。

母親が孤立して問題を抱えないよう、家族、地域や関係機関で連携し、子育てを行える体制づくりが望まれています。また、子どもや保護者の日常の様子の変化等に柔軟に対応して、気軽に相談ができる地域ネットワークの構築が課題となっています。

【施策の方向・内容】

1) 子育て支援の充実

「北杜市次世代育成支援行動計画」に基づき、「子どもの声が響くまち—北杜」の実現のため、多様な施策を展開していきます。

具体的には、次世代育成支援対策地域協議会において計画進捗をフォローするとともに、子育て体制の整備を図るため、家庭児童相談室を設置し、総合相談窓口の整備充実に努めながら、子育て支援団体についても支援していきます。

さらに、共働き世代の増加により、保育園や学校が終わってからの子どもの居場所の確保がますます必要となっていることから、放課後児童クラブや児童館などの施設の充実を図るとともに、子育て家庭を支援してくれる住民と子育てに手助けを求める保護者とを結ぶファミリーサポートセンターを運営していきます。

また、子育て家庭に経済的支援を行うため、保育園における第2子以降の保育料無料化や医療費助成、ファミリーサポートセンター利用料補助などを継続して実施していきます。

さらに、子育て世代に魅力あるまちづくり推進のため、子育てを応援する企業を認定するなどの、様々な取組を推進し、思春期の子どもたちの健全育成のための取組も進めます。

2) 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実

「北杜市保育園充実プラン」に基づき、より良い保育の推進に努め、通常保育・延長保育・一時保育・休日保育など保護者の働き方の多様化などに伴う多様な保育ニーズへの対応を充実します。

また、保育施設の適切な管理を進めるとともに、私立保育園等についても支援していきます。さらに、食育推進のため保育園における教育ファーム事業を推進します。

4. 児童福祉の充実

1) 子育て支援の充実

- ① 次世代育成支援行動計画の推進
- ② 地域子育て体制の整備
- ③ 子どもの居場所の確保と自主活動への助成
- ④ 子育ての経済的支援
- ⑤ 子育て世代に魅力あるまちづくりの推進
- ⑥ 思春期の健全育成の推進

2) 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実

- ① 多様な保育ニーズへの対応
- ② 保育施設の適切な管理
- ③ 食育事業の推進

第5項 ひとり親家庭福祉の充実

【現状と課題】

一般的に母子家庭、父子家庭といったひとり親家庭では、子育てをする上で経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれることが多く、家庭生活においても、多くの問題や悩みを抱えています。

近年、全国的に離婚率は増加の一途をたどっており、本市でも離婚件数はわずかですが、増加傾向にあります。今後、離婚率の減少に歯止めがかかるものとは考えにくく、ひとり親世帯は今後も増加するものと思われます。ひとり親家庭の増加は、ひいては子どもを取り巻く環境にも変化を及ぼすものと考えられます。

「子どもの貧困」が問題としてクローズアップされる昨今、とりわけ経済的に苦境に立ちやすい母子家庭については、自立と就労の支援を基本として、経済的支援を行うとともに、自立支援のための相談・情報の提供などの施策を引き続き実施していくなど、福祉行政の枠を超えた総合的な施策の整備が必要となります。

【施策の方向・内容】

1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支援する相談や各種制度等の情報提供を進めるとともに、育児支援や経済的支援の充実、組織活動への支援を実施します。

施策の体系

5. ひとり親家庭福祉の充実

1) ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭への支援

② 組織活動の支援

第3節 災害に強く安心して暮らせる生活環境の確保

第1項 治山・治水、河川整備の推進

【現状と課題】

本市は富士川上流域に位置し、昔から幾度も台風などによる水害を受けており、釜無川とその支流等は、豪雨になると大量の土砂を押し流し、大きな災害をもたらしました。

こうした災害を踏まえ、大武川については、国直轄による大規模な砂防工事が進められ、主要な区間の改修が概ね完了しています。

また、県が管理する河川についても整備が進められ、塩川と須玉川の主要な区間については改修済みとなっています。

さらに、昭和63年3月に大門ダム、平成10年6月に塩川ダムが完成し、利水を含めた総合的な治水への対応が図られました。

このように、治山・治水に関する国・県の事業が進められていますが、未整備箇所についてはさらなる事業推進を求めていくことが必要です。

さらに、県が管理する河川で、樹木等が生え荒廃して野生鳥獣のすみかとなっているところもあり、鳥獣害防止の観点からも、県に適正な管理を求めていく必要があります。

また、市が管理する河川については、状況に応じて、市単独事業で河川改修を実施しています。

こうした治山・治水事業の防災対策に併せ、平成23年5月には防災マップを全戸配布し、日頃からの準備と心構えや、避難時の対応について周知するとともに、避難地・避難所等の場所や土砂災害特別警戒区域等のエリア等をお知らせしました。

【施策の方向・内容】

1) 防災対策の促進

県が管理する河川は、自然環境や景観との調和に配慮した整備の促進と、鳥獣害防止も踏まえた適切な管理について要望していきます。

また、市が管理する河川は、宅地等と隣接している箇所について、危険度・緊急度等を考慮する中で着実に整備します。

防災マップ等を活用し、土砂災害特別警戒区域等の災害危険地域について、市民に周知を図るとともに、県と協調して土砂災害危険箇所パトロールなどの現地調査を行い、警戒避難体制の充実のための環境整備を図ります。

施策の体系

1. 治山・治水、河川整備の推進

1) 防災対策の促進

- ① 河川整備の促進
- ② 法定外河川の維持管理
- ③ 土砂災害防止対策の促進

第2項 防災対策の充実

【現状と課題】

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超えた未曾有の大災害であり、いまだ復興のめどが完全に立っていない状況下にあります。

本市でも、震度5弱を観測し、大きな被害は出なかったものの、改めて災害に対する備えの大切さを痛感しています。

こうした災害等から市民を守るために、「北杜市地域防災計画」及び「北杜市国民保護計画」を基に、非常時に対応できるような体制の充実が喫緊の課題となっており、平成23年5月には防災マップを全戸配布し、日頃からの準備と心構えや、避難時の対応について周知するとともに、避難地・避難所等の場所や土砂災害特別警戒区域等のエリア等をお知らせしました。

今後は、こうした経験に即した、実践モードの防災訓練を継続的に実施していく必要があります。

特に、大規模災害が発生した場合、行政機関の活動には限界があるため、本市の各区等で構成されている自主防災組織をさらに育成し、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

さらに、災害時相互援助協定を締結している羽村市や袋井市などの自治体との関係を一層強化していくとともに、平成22年3月に県石油協同組合北巨摩支部と石油類燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に燃料の優先供給を行う協力体制を整えるなど、官民を超えた防災の取組を今後とも進めていく必要があります。

防災施設の整備については、平成22年度から全市統一仕様による防災行政無線のデジタル化に着手し、平成26年度まで順次整備を進めています。

現在、防災備蓄倉庫については、小淵沢中学校体育館や各総合支所等に設置していますが、水や食料等の備蓄品の計画的な管理備蓄が必要で、合わせて、他の防災施設とともに充実を図っていく必要があります。

そのほか、平成23年8月にデジタル簡易無線機を配備し、本庁と総合支所、保育園、小中学校、病院等の間を結び、非常時の新たな情報連絡網を整備するとともに、本庁と総合支所に災害用簡易組み立てトイレを常備する等の体制をとりましたが、今後ともこうした多面的な取組を充実していく必要があります。

また、公共施設等の耐震化については、今後の施設の統廃合の方向性を見据えたうえで、対応していくことが必要であるとともに、AEDを設置するなど、日頃の非常時対策についても、怠りなく行っていく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 地域防災体制の強化

「北杜市地域防災計画」の内容を市民に周知する取組を進めるとともに、実践に即した防災訓練を効果的、継続的に実施します。

自主防災組織育成のため、防災備蓄品等への支援を継続し、市内すべてを網羅した災害に強いまちづくりを推進します。

災害時相互援助協定を締結している自治体との関係を強化するとともに、新たな協力関係についても検討します。

さらに、県石油協同組合北巨摩支部との協定のような、官民を超えた防災の取組を推進します。

2) 市民保護体制の強化

有事に市民を守る「北杜市国民保護計画」の周知を図るとともに、避難伝達訓練、避難誘導訓練等、市民を保護する訓練を適切に実施します。

3) 防災施設の整備と災害事前対策の充実

防災行政無線のデジタル化については、平成 26 年度までに事業を終え、市内全域をカバーした防災連絡網を整備します。

防災備蓄庫については、地域のニーズに合った水や食料等の備蓄品の計画的な管理備蓄を行うとともに、耐震性貯水槽等、他の防災施設とともに充実を図っていきます。

さらに、多面的な防災の取組として、デジタル簡易無線機の配備や災害用組み立てトイレの常備などの体制を充実していきます。

また、公共施設等の耐震化については、今後の施設の統廃合の方向性を見据えたうえで、対応していくとともに、AED を設置するなど、日頃の非常時対策についても推進していきます。

施策の体系

2. 防災対策の充実

1) 地域防災体制の強化

① 北杜市地域防災計画の推進

2) 市民保護体制の強化

① 国民保護計画の推進

3) 防災施設の整備と災害事前対策の充実

① 防災施設の整備

② 災害事前対策の充実

第3項 消防・救急体制の充実

【現状と課題】

本市の消防力は、広域消防（常備消防）と消防団（非常備消防）により維持されており、広域消防は、北杜市・韮崎市・甲斐市（旧双葉町）の区域において広域消防本部が統括管理し、消防団は、北杜市消防団として、団長以下1,884名の団員で組織され、消防ポンプ自動車14台、小型動力ポンプ104台の設備を維持しながら昼夜を問わず防火、防犯活動に従事しています。

広域消防については、現在、県下一消防本部への統一化を目指し、協議が進められており、その動向に注視していく必要があります。

消防団は、自主防災組織との連携を進めることにより、非常時における対応力の強化が求められています。

【施策の方向・内容】

1) 消防体制の整備

広域消防については、県下一消防本部を目的に設置された「山梨県消防広域化推進協議会」の動向を注視しながら、県内市町村と協議を進めます。また、広域消防における諸課題についても、関係市町村と協議を進めます。

消防団については、自主防災組織との連携する中で、非常時における対応力の強化を図ります。

2) 消防施設・設備の整備

消防施設・消防設備の整備については、有利な補助金等を活用する中で、適正な整備等を進めます。

施策の体系

3. 消防・救急体制の充実

1) 消防体制の整備

① 消防体制の整備

2) 消防施設・設備の整備

① ポンプ車の整備

② 消防施設の整備

第4項 交通安全の推進

【現状と課題】

市内では、国道20号、141号のバイパス整備や県道、市道のほか大型農道の整備が進められ、利便性が高まる一方で、通行車両の増加と大型化による交通事故の増加が懸念されます。

本市では、警察、交通安全協会等の関係団体との連携により交通安全思想の普及・啓発や交通安全教育を実施していますが、近年、高齢者の交通事故が事故全体の四分の一を占めるなど、高齢者の交通安全対策を一層強化していく必要があります。

また、本市ではカーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を行っていますが、国道や県道など、本市が直接管理していない道路等については、庁内体制を整備する中で、県等の関係機関と連携・協議し、交通安全対策を進める必要があります。

さらに、専門交通指導員が中心となり、交通安全意識の高揚を図るため、幼児から高齢者までの幅広い年齢層に、交通安全教育を継続的に実施していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 交通安全の推進

高齢者、幼児・児童等に対する交通安全教育を充実させるとともに、交通安全施設の整備を推進し、関係機関との連携により、ドライバーへの働きかけを強化します。

さらに、国道や県道など、本市が直接管理していない道路等については、庁内体制を整備する中で、県等の関係機関と連携・協議し、交通安全対策を推進します。

施策の体系

4. 交通安全の推進

1) 交通安全の推進

① 交通安全の推進

② 交通安全施設の整備

③ 関係機関との連携

第5項 雪氷対策の充実

【現状と課題】

本市の道路網については、中央自動車道が市内を縦断し、須玉、長坂、小淵沢の3箇所にインターチェンジがあり、主要道路として国道20号及び141号があるほか、県道及びこれらに接続する市道並びに農林道から構成されています。

現在、市道については、積雪量10cm以上になると、指定された主要市道を除雪する体制と、凍結した路面に融雪剤を散布する体制を整えています。

最近では、既存の居住地域から離れた山間部への永住者が増加傾向にあり、幹線と山間部を結ぶ道路の除雪作業も必要となってきたため、さらに効率的な体制の整備が必要です。

しかし、地域の除雪活動は、行政の対応に頼るだけでなく、市民の協力が必要であり、特に高齢者世帯への対応には、地域を挙げての自主的な活動等が重要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 道路除雪体制の充実

市民の協力を得ながら重要度・緊急度を考慮した上で、主要市道の除雪を実施していきます。また、市道と農林道を含めて除雪が効率的に出来るよう除雪ルートの見直しを行っていきます。さらに、市民協力による除雪対策の充実について対応を進めます。

施策の体系

5. 雪氷対策の充実

1) 道路除雪体制の充実

① 除雪体制の整備

② 市民協力による除雪対策の充実

第6項 消費者対策の充実

【現状と課題】

物質的に豊かな現代の社会において、高額、小額にかかわらず商品購入やサービスについてのトラブルや被害情報が寄せられており、特に高齢者をねらった詐欺事件が発生しています。このようなことを防ぐために、広報での周知、講演会や勉強会を開催しています。

現在、県から委嘱を受けた4名の消費生活相談員が、市民の消費者問題、トラブルの相談に応じていますが、多種多様な消費活動が展開される中で、安全で安心して消費生活が送れるよう、消費者対策を推進する必要があります。

また、食の安全・安心が叫ばれている昨今、消費生活に必要な知識を深め、実践活動を通して、生活の向上を図る活動を推進している北杜市消費生活研究会の役割が重要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 消費者保護の充実

消費生活の被害の未然防止・拡大防止を図るための啓発、広報活動の充実を図るとともに、消費者被害が適切かつ迅速に解決、救済されるための相談会を積極的に開催します。

また、各種法に基づく監視を実施します。

さらに、北杜市消費生活研究会の活動を支援するため、若年層の加入促進を図り、幅広い年齢層の会員による活動内容の周知などを行います。

施策の体系

6. 消費者対策の充実

1) 消費者保護の充実

① 消費者保護の充実

② 消費者団体の活動支援

第4章 基盤を整備し豊かな杜づくり

第1節 秩序ある土地利用の推進と居住環境の充実

第1項 土地利用の推進

【現状と課題】

本市では、当初、豊かな自然環境の保全と秩序ある発展による調和のとれた土地利用推進のため、土地利用計画の策定を検討していましたが、都市計画の観点から進めていた「都市計画（まちづくり）マスタープラン」の検討過程において、土地利用計画も網羅した「北杜市まちづくり計画」を策定し、併せて、土地開発事業等の適正化に関する条例を統合した「北杜市まちづくり条例」を制定する中で、土地利用の推進とその適正化を図っていくこととしました。

今後は、「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」に基づき、地域の特性に配慮した土地利用の推進を図っていく必要があります。

さらに、これまで取り組んできた国土調査の成果図等を管理し、土地境界の明確化を推進することによって、土地情報の利活用を図っていく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 秩序ある土地利用の推進

「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」に基づき、地域の特性に配慮した土地利用の推進を図るとともに、国土調査の成果図等を管理し、土地境界の明確化を推進することによって、土地情報の利活用を図ります。

施策の体系

1. 土地利用の推進

1) 秩序ある土地利用の推進

① 土地利用の適正化

② 地籍管理の推進

第2項 住宅・宅地の整備

【現状と課題】

本市の公営住宅については、現在、49団地を管理していますが、建築後、相当年数を経過している住宅が多く、設備等の老朽化が進んでいます。

平成18年度からは、老朽化した公営住宅の建て替えを進め、高根みどり団地ほか2団地を新たに整備しました。

公営住宅の建て替えには、多額の経費を要することから、全国的に財政状況の厳しい地方自治体にとって、これを進めることが困難となっています。

こうした状況下で、国は、既存の公営住宅を改修し長寿命化を図ることによって、公営住宅の維持管理を図っていく方針を打ち出し、本市も、平成21年度に「北杜市営住宅総合活用計画」及び「北杜市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、「建て替え」から「改修」へ事業の重点をシフトしました。

市民や企業から要望があった就労者用住宅の整備については、平成21年度に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構から雇用促進住宅を取得することによって、5団地320戸を確保しました。

今後は、上記計画に基づき、人口減少や高齢化等に対応した公営住宅の整備を進めていく必要があります。

また、一般住宅の耐震化やアスベスト対策についても、国の補助金を活用する中で、啓発を含め積極的に推進していく必要があります。

さらに、市内への定住人口の増加と地域の活性化を図り、東京圏と本市を生活の場とする二地域居住者を誘致するため、「空き家バンク」事業を一層進めるとともに、市有地分譲についても進めていく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 市営住宅の充実

安全・安心な住宅整備を進めるため、平成21年度に策定した「北杜市営住宅総合活用計画」及び「北杜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口減少や高齢化等に対応した公営住宅の整備を進めます。

2) 一般住宅への支援

一般住宅の耐震化やアスベスト対策については、国の補助金を活用する中で、啓発を含め積極的に推進します。

3) 分譲宅地の供給

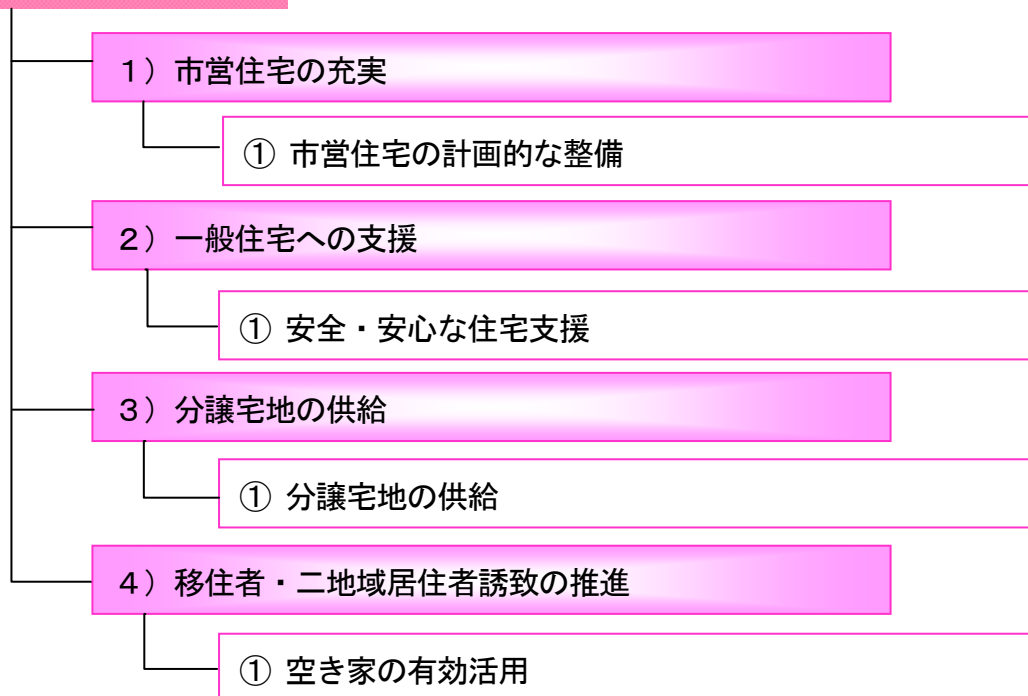
市内への定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市有地分譲を進めます。

4) 移住者・二地域居住者誘致の推進

東京圏と本市を生活の場とする二地域居住者を誘致するため、「空き家バンク」事業を一層推進します。

施策の体系

2. 住宅・宅地の整備



第2節 市民の参加によるまちづくりの推進

第1項 計画的なまちづくりの推進

【現状と課題】

本市において、秩序ある計画的な土地利用を目指し、都市計画法に基づく都市計画区域の設定や「都市計画（まちづくり）マスタープラン」の策定について検討を進めてきました。

この結果、特定の地域に市街地が集積していない本市の特性等から、都市計画区域の設定によるまちづくりではなく、「北杜市まちづくり計画」を主体としたまちづくりを進めることが最適と判断し、同計画に基づき策定した「北杜市まちづくり条例」を基に、北杜市らしい魅力あるまちづくりに取り組むこととしました。

「北杜市まちづくり条例」では、市民、事業者、行政の協働による魅力あるまちづくりを基本に、地区まちづくり市民委員会の設置と地区単位のまちづくり計画の策定について規定しており、今後、地区単位のまちづくりを広げていくことが必要です。

こうしたまちづくりの基本的な考え方を市民に周知し、名実ともに市民の参加によるまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) まちづくりに向けた市民参加の促進

「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」等に基づき、市民参加によるまちづくりを推進します。

施策の体系

1. 計画的なまちづくりの推進

1) まちづくりに向けた市民参加の促進

① まちづくり計画の推進

② 地区まちづくり市民委員会の活動の推進

第2項 市街地整備の推進

【現状と課題】

本市ではこれまでに、長坂地区、清里駅周辺地区、小淵沢駅周辺地区の3地区において、「都市再生整備計画」を策定し、「まちづくり交付金事業」、「社会資本整備総合交付金事業」を活用して、市街地の再整備を進めてきました。

長坂地区、清里駅周辺地区の再整備は完了しましたが、小淵沢駅周辺地区の小淵沢駅舎等の整備については、その進捗が遅れていましたが、平成22年度に市民協議会を設置し、駅舎及び駅前広場の整備に向けて取り組んでいます。

小淵沢駅舎については、中央本線と小海線が交わる主要な駅であることから、北杜市の玄関口として相応しい駅舎として整備する必要があります。

さらに、伝統的な街並み景観を有する白州台ヶ原宿についても、今後の整備の在り方を検討していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 市街地再生の推進

「都市再生整備計画」に基づき、小淵沢駅舎及び駅前広場の再整備を進めます。

施策の体系

2. 市街地整備の推進

1) 市街地再生の推進

① 小淵沢駅周辺地区でのまちづくりの推進

第3項 景観整備の推進

【現状と課題】

「前期基本計画」では、観光地と商店街を形成する拠点である清里駅等の駅前周辺整備を行うことによって、統一したデザインによる遊歩道や案内板の整備等を行い、景観形成を図っていくこととしました。

これらの取組については、市街地整備の推進として、「まちづくり交付金事業」等を活用することにより整備を進めてきました。

さらに、平成22年12月に、「北杜市景観計画」を策定するとともに、平成23年3月には「北杜市景観条例」を制定しました。

この計画に基づき、公共及び民間の情報案内板、案内サイン、誘導サインなど統一感あるサインを計画的に整備、誘導するため、その指針となるサイン計画の策定を行い、景観形成に資することとしています。

今後は、計画や条例に基づき、市民参加の景観づくりを支援していくとともに、統一したサインを整備していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 景観整備の推進

「北杜市景観計画」及び「北杜市景観条例」に基づき、市民参加の景観づくりを支援していくとともに、サイン計画に基づく景観形成に努めます。

施策の体系

3. 景観整備の推進

1) 景観整備の推進

① 景観まちづくりの活動支援

② 各種景観資源等の保護・保全と活用

第3節 清らかな水資源の保全と活用

第1項 安心できる上水道と水資源の保護

【現状と課題】

本市には、46箇所の簡易水道事業が存在し、合併以前から進められていた旧町村単位での統合整備事業を引き継ぎ、21箇所の水道事業への統合を目指してきましたが、平成19年度に国が1市町村1事業を打ち出したことから、平成22年度に、更なる水道事業経営の効率化を進めるため、「北杜市水道事業長期計画」を基に、全簡易水道事業を統合整備する新たな北杜市水道事業を創設しました。

全簡易水道事業の統合整備については、国庫補助対象事業が適用され平成28年度までに事業を完了する計画としています。

また、限られた人員による事業経営、水道料金の統一、老朽化施設の更新等、北杜市水道事業としての課題は、山積しています。

なお、課題であった、水道料金や加入金の統一については、平成19年度に設立した北杜市簡易水道運営委員会で審議され、平成21年度に地区説明会を開催し、平成22年6月市議会で施行期日に関する条例案が可決されました。

その結果、加入金については、平成23年1月以降の申請から新料金となり統一が図られましたが、水道料金については、急激な値上げとなる地域があるため、負担を軽減させるために平成23年1月以降の使用量分から2年に1回、計6年の3段階の経過措置を設け、平成29年1月使用量分から二体系による新料金に統一されます。

さらに、本市では、「ミネラルウォーター日本一の里」を後世に引き継いでいくため、市民への自然保護意識の醸成と市とボランティア等との連携を密とした市民参加の森づくりを促進していく必要があります。

また、地下水を利用する企業と北杜市白州町地下水保全・利用対策協議会だけでなく、各分野の法人等とも連携・協力体制を進める中で、森林や水資源の保護・保全に努める必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 適切な水道事業の推進

平成28年度を目標とした水道事業を統合に向け、小規模簡易水道を含む全簡易水道事業の統合整備、遠隔監視システムの構築を総合的・効率的に進めるとともに、維持管理業務についても効率化を図り、安心・安全な水道の安定供給に努めます。

さらに、水道施設の固定資産台帳の整備を進め、施設管理の適正化を図ります。

また、北杜市簡易水道運営委員会を開催し、水道事業の円滑化、適正化を図り、水道事業経営の安定化に努めます。

2) 地下水利用の適正化

地下水位の変動を監視するとともに、地下水を利用する企業や北杜市白州町地下水保全・利用対策協議会と一層の連携を図りながら、地下水保全ネットワークを拡大し、水資源の保全に係る取組を進め、地下水利用の適正化に努めます。

施策の体系

1. 安心できる上水道と水資源の保護

1) 適切な水道事業の推進

① 簡易水道施設整備事業の推進

② 簡易水道の適切な管理

2) 地下水利用の適正化

① 地下水利用の適正化

第2項 下水道・排水処理の推進

【現状と課題】

本市では、快適な生活環境の向上と公共用水域の環境保全を目的に、特定環境保全公共下水道並びに農業集落排水事業を導入して下水道事業を進め、多くの地域で整備が概ね完了しました。

その結果、平成22年度末で普及率85.4%、接続率78.0%となっています。

課題であった下水道使用料の統一については、平成24年度から統一が図られることになりましたが、下水道事業をめぐる厳しい財政状況化においては、下水道への早期接続を促進していく必要があります。

また、下水道処理区域以外の地域及び区域内の低宅地では、合併浄化槽設置整備事業を活用するとともに、適正な生活排水処理の推進に努める必要があります。

さらに、汚水処理施設については、一部施設で老朽化していることから、処理区域の変更による汚水量の分散化、維持管理形態の見直し等による経費負担の軽減を図り、効率的・効果的な稼働と長寿命化に取り組む必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 下水道・浄化槽整備の推進

下水道整備区域については、概ね整備が完了していますが、未整備区域や下水道整備区域以外の区域について、地域のニーズや財政状況等を勘案・検討のうえ、合併浄化槽の設置を視野に生活排水処理施設の整備を推進します。

2) 適切な下水道事業の推進

多くの地域で下水道の供用が開始されているため、今後も、下水道への接続率の向上と使用料金の収納率向上に取り組んでいきます。

また、処理区域の変更による汚水量の分散化や維持管理形態、運転方法の見直しによる経費の軽減に努めるとともに、計画的な設備の更新を実施し、長寿命化に取り組みます。

さらに、浄化槽については、法定・保守点検の実施義務を周知徹底するとともに、市内全域で適切な生活排水処理を推進します。

下水処理に伴う発生汚泥については、減量化を図るとともに、有効活用に向けての調査研究に努めます。

施策の体系

2. 下水道・排水処理の推進

1) 下水道・浄化槽整備の推進

① 特定環境保全公共下水道整備の推進

② 浄化槽整備の推進

2) 適切な下水道事業の推進

① 下水道への加入促進

② 下水道の適切な管理

第4節 人と地域を結ぶ道路交通ネットワークの整備

第1項 道路ネットワークの整備

【現状と課題】

本市は県内で最大の面積 602.89km²を有する地域であり、中央自動車道が市内を縦断し、東京都心から約2時間でアクセスできます。

道路網は、国道20号及び141号と主要地方道、一般県道これらに接続する市道で構成されており、産業基盤をなす動脈であるとともに生活圏域を結ぶ役目も果たしていますが、国道20号及び141号については渋滞損失時間が高い交差点や交通事故が頻発している箇所があるなど更なる整備を要望していく必要があります。

また、市道については、車輛等の通行に支障を来す路線について、その解消を図っていく必要がありますが、厳しい財政状況の中で、これまでも増して緊急性や投資効果を十分考慮するとともに、可能な限りのコスト縮減を図りながら整備を行っていく必要があります。

さらに、市道や法定外道路等の維持管理については、市民の協力により、集落内の市道を中心に、除草・側溝清掃等の適切な維持管理などに努めていますが、これまで以上に、市民の協力と理解が必要となっています。

なお、市内には、市が管理する市道に架かる橋梁が426箇所ありますが、平成21年度には橋梁の長寿命化を図るための「北杜市橋梁長寿命化実施計画」を策定し、同計画に基づき、橋梁の修繕等を行うことによって、持続可能な橋梁の維持管理に努めています。

【施策の方向・内容】

1) 広域幹線道路整備の推進

国道20号及び141号と主要地方道、一般県道の渋滞、事故多発箇所について、あらゆる機会を捉え、その解消のための道路整備を県等へ要望していきます。

また、中部横断自動車道の整備促進については、「中部横断自動車道整備促進山梨県峡北地域連絡協議会」や「北杜女性みちの会」の支援等を通じ、整備計画格上げを目指して要望活動を行います。

2) 市内道路網の整備

市道等については、渋滞・事故多発箇所等を踏まえた「北杜市道路整備基本計画」の見直しを図り、緊急性や投資効果を十分考慮する中で整備を進めるとともに、市民との協働による維持管理等を一層推進していきます。

さらに、「北杜市橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の修繕等を推進していきます。

施策の体系

1. 道路ネットワークの整備

1) 広域幹線道路整備の推進

① 国道・県道の整備促進

② 中部横断自動車道の整備促進

2) 市内道路網の整備

① 道路整備基本計画の見直し

② 市道の整備

③ 法定外道路等の維持管理

④ 橋梁の整備

第2項 公共交通ネットワークの充実

【現状と課題】

市内には、路線バスとして、民間バスと市民バスが運行されているとともに、スクールバスなど、多様なバスが運行されています。

しかし、住民の移動手段はマイカーへの依存が高く、バス利用者は、主に、学校に通う児童・生徒や高齢者などの交通不便者です。

路線バスは、交通不便者の通学、通院、買い物などの日常生活に欠かすことができない交通手段ですが、地域ごとの路線密度、運行頻度などにばらつきがあるため、バランスのとれた交通システムと利用者ニーズにあわせた運行の整備が求められています。

こうした中で、高齢者等の交通不便者にとって、効率的かつ効果的な運行が可能なシステムであるデマンド交通システムの実証運行に取り組むなど、公共交通ネットワークの充実に取り組んできました。

今後は、利用者の利便性や交通不便者等に配慮したバス運行に取り組む必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 公共交通の確保

既存の公共交通を有効的に活用し効率的な運行体系を確立するとともに、利用者の利便性や交通不便者等に配慮したバス運行に取り組みます。

施策の体系

2. 公共交通ネットワークの充実

1) 公共交通の確保

① バス路線の維持と適切な運行管理

② デマンド交通システムの適切な運行管理

第3項 情報ネットワークの整備

【現状と課題】

インターネットの普及や、モバイル（移動性通信機器）などによる通信手段の多様化に代表される情報化社会の進展は、今後もますます進むことが予想され、市内においても各家庭、各事業所でのインターネットを利用した生活環境へと移り変わっており、情報通信網は、モバイルを中心に、様々な通信手段が整備されています。

したがって、当面、本市としての対応は、電子申請受付共同事業として、県内自治体で運営されている「やまなしくらしねっと」を活用した住民サービスを提供していくことが求められています。

【施策の方向・内容】

1) 地域情報社会の確立

「やまなしくらしねっと」を活用した、各種住民サービスを市民ニーズに応じて提供していきます。

施策の体系

3. 情報ネットワークの整備

1) 地域情報化社会の確立

① 交通情報、災害情報等生活に密着した情報提供

② 地域情報化社会の確立

第5章 環境日本一の潤いの杜づくり

第1節 豊かな自然環境を創造する活動の推進

第1項 自然保護の推進

【現状と課題】

本市は、山梨県の西北部に位置し、北は八ヶ岳連峰、北東は秩父山地、東は茅ヶ岳、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスの山々に囲まれており、総面積は602.89平方キロメートルと広大で、その約76.4%は豊かな自然があふれる森林となっています。

市内には、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園及び県立南アルプス巨摩自然公園があり、白州町の尾白川と八ヶ岳南麓高原湧水群（三分一湧水、大滝湧水）、金峰山・瑞牆山源流は、全国の名水百選に選ばれています。また、市では、豊かな自然を象徴するシンボルとして、市内に生息するフクロウ、ヤマネ、オオムラサキを市の鳥・小動物・昆虫に制定しています。

この水と緑と太陽と澄んだ空気に包まれ恵まれた北杜市は、東京都心から約2時間と比較的短時間で来ることができ、都会では望めない自然に満ちています。

本市にとって居住者の増加は、市が発展する一つの大きな要因ですが、自然と人間の共生は大きな課題です。「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向かって、市民一人ひとりが意識することが求められています。

このため、平成20年度には、市民共有の貴重な財産である緑豊かな森林や、清らかで豊富な水資源等の自然環境を適切に保全し、これらを良好な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として環境保全基金を創設し、自然環境の保全に資する施策を推進してきました。

また、本市の自然資源のひとつである南アルプスの世界自然遺産登録をめざし、関係団体等とその取組も進めてきました。

さらに、官民連携によりアニマルパスウェイ（小動物用歩道橋）を設置し、希少動物の保護に努めてきました。

特に、森林環境の保全は、本市にとってのもっとも重要な取組の一つであることから、平成17年度に創設した里山整備事業や、(社)日本音楽事業者協会との協働により森林整備を進めるなど、森林環境の保全に努めてきました。

今後も、これらの取組をより一層進め、市民とともに、自然保護を推進していくことが必要です。

【施策の方向・内容】

1) 自然環境の保全

本市では、河川及び湧水群の自然環境の保全を図るため、水質調査を行っていますが、今後も継続して自然保護に努めます。

また、オオムラサキセンターを活用した自然保護学習会の開催など、自然保護意識の醸成を進めます。

さらに、環境保全基金を活用した自然保護環境の保全に資する施策を推進します。

また、近年、生息数や生息場所の変化により問題となっている野生動物の保護と適正管理に努めます。

2) 森林環境の保全

引き続き、里山整備事業を推進し、「音事協の森」など多様な担い手による市民参加の森づくりを進めます。

さらに、ボランティア等へ森林整備のためのフィールド紹介を行うとともに、森林環境を保全する意識を向上するための取組を進めます。

施策の体系

1. 自然保護の推進

1) 自然環境の保全

① 河川等の水質保全

② 自然保護意識の醸成

③ 野生動物の保護と適正管理

2) 森林環境の保全

① 市民参加の森づくりの推進

第2項 環境保全対策の推進

【現状と課題】

本市では、平成18年3月に策定した、「北杜市地域新エネルギービジョン」に基づき、日照時間日本一である本市の特性を生かし、太陽光エネルギーの利活用による一般住宅への発電システムの設置補助を平成18年度から実施するとともに、豊かな水資源を生かした小水力発電所として、「北杜市村山六ヶ村堰水力発電所」を建設し、平成19年度から稼働を始めるなど、クリーンエネルギーの分野では全国地方自治体のトップランナーとしてその取組を進めてきました。

特に、太陽光発電の安定的運用について、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から委託を受け、本市と民間企業である(株)NTTファシリティーズが共同で実証研究をしてきた太陽光発電実証研究施設については、平成23年3月に本市に対して譲渡され、現在は、「北杜サイト太陽光発電所」として、多くの国内外の視察者を集める施設となっています。

さらに、平成20年3月に、「北杜市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するなかで、平成22年9月には、官民パートナーシップによる小水力発電共同導入プロジェクトに取り組み、新たな小水力発電所を村山六ヶ村堰に3施設設置することとしました。

これらの地域特性である「太陽」、「水」等を活用した施設を拠点に、地域の活性化を推進するため、「北杜市次世代エネルギーパーク構想」等を策定し、平成23年2月に国の「次世代エネルギーパーク」の認定を受けました。

また、平成23年度には、「北杜市バイオマスタウン構想」を公表し、「北杜市バイオマス活用推進計画」を策定する中で、バイオディーゼル燃料(BDF)や木質バイオマス等の利用促進に係る取組を進めようとしています。

さらに、こうした取組を今後も進めていくためには、環境教育の持続的な実施が必要であるとともに、地球温暖化防止に向けた意識の醸成も引き続き必要となっています。

また、近年各家庭で飼育するペットの増加に伴い、そうした動物たちへの対応や、飼育者の心構えや義務等についての啓発活動も引き続き必要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 環境基本計画の推進

平成 20 年 3 月に策定した、「北杜市環境基本計画」に基づく施策を推進するとともに、平成 25 年度以降に向けた同計画の見直しを行います。

2) クリーンエネルギーの活用

「北杜サイト太陽光発電所」や「北杜市村山六ヶ村堰水力発電所」等の本市の拠点施設を最大限に活用し、国内外にクリーンエネルギーに係る取組の情報発信を進めます。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機とした、クリーンエネルギーへの転換の流れをさらに推し進めるため、住宅用太陽光発電システム設置について引き続き助成を行います。

また、平成 23 年度に公表・策定した「北杜市バイオマスタウン構想」・「北杜市バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオディーゼル燃料（BDF）や木質バイオマス等の利用促進に係る取組を進めます。

3) 環境教育の推進

引き続き、環境教育に関する取組を推進し、異世代共通の環境保全意識の醸成を図ります。

4) 地球温暖化防止に向けた活動の推進

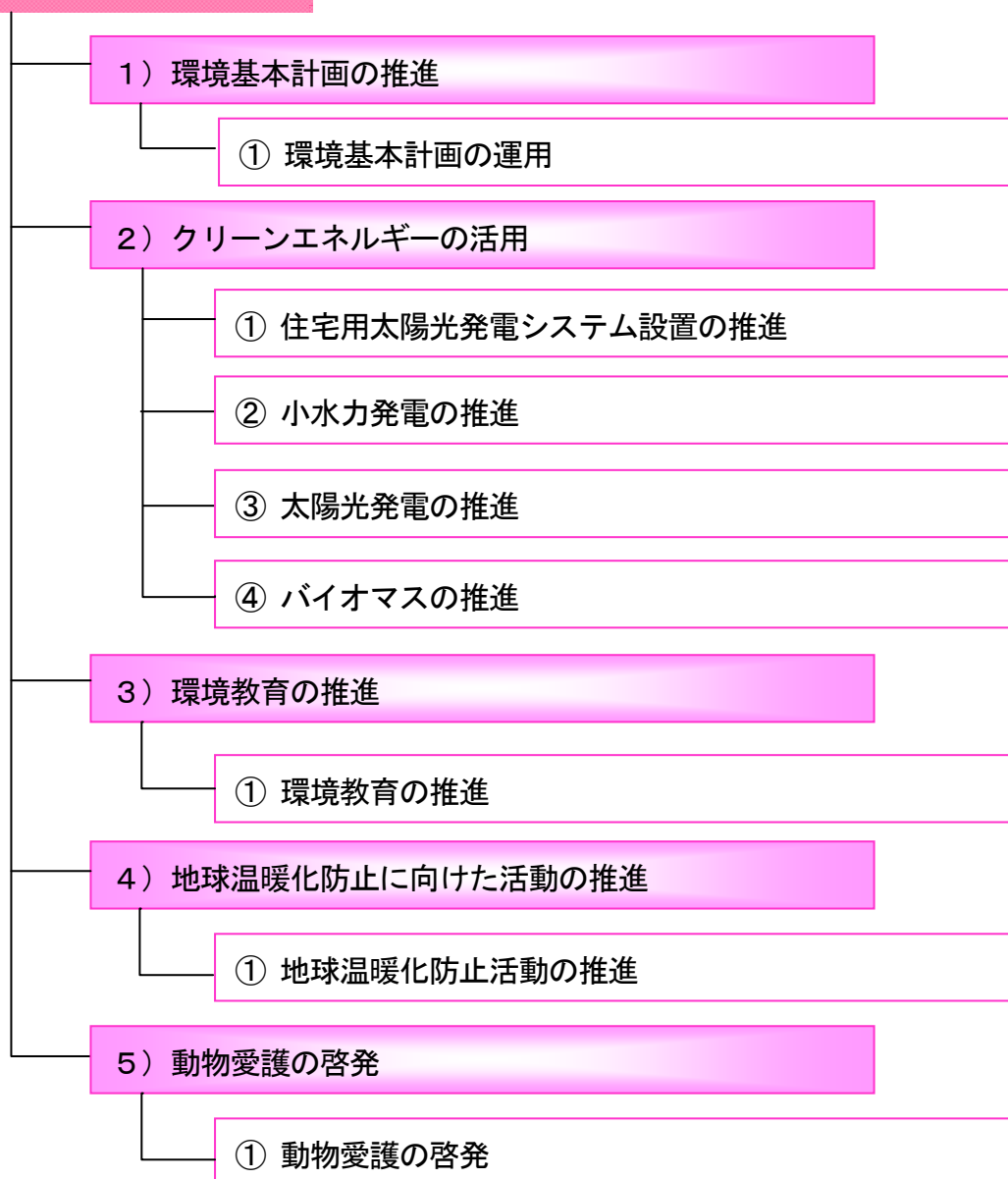
北杜市温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会と連携し、地球温暖化防止に向けた活動を進めます。

5) 動物愛護の啓発

ペットの飼い方マナー教室等を通じ、動物愛護の啓発活動を継続して実施します。

施策の体系

2. 環境保全対策の推進



第3項 環境美化活動の展開

【現状と課題】

本市での道路や河川、居住地周辺の草刈りやごみ拾いなど集落内の清掃作業は、地区ごとに実施方法は異なりますが、その活動は定着しています。しかし、高齢者の参加が比較的多いことから、今後は若い世代や子供たちを活動に参加させ、継続的、永続的に実施していくことが課題です。

また、居住地周辺は清掃が定期的に行われているので、不法投棄は大きな問題になっていませんが、人里離れた荒れた田畑や山林原野にはごみが散乱しており、このような場所から不法投棄を排除するために監視体制を強化する必要があります。

また、花いっぱい運動などにより、沿道や住宅の周りなどでは季節ごとに多種類の花が咲き、道路を利用する人の目を楽しませています。地域の生活環境を地域住民の手で守って行くことは、当然のことですが、更なる理解と自主性を持った活動にすることが必要です。

【施策の方向・内容】

1) 地域環境美化活動の充実

市民との協働により環境美化を進めるとともに、地域住民による環境美化作業への支援を行います。

さらに、沿道等への花いっぱい運動を推進します。

2) ごみの不法投棄対策の強化

不法投棄の防止については、適正処理困難物等の定期的な収集を実施します。

また、環境パトロールや環境監視員による監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止するための仕組みづくりを進めます。

施策の体系

3. 環境美化活動の展開

1) 地域環境美化活動の充実

① 市民総参加の環境美化活動の推進

② 沿道等への花いっぱい運動の推進

2) ごみの不法投棄対策の強化

① 適正処理困難物等の収集

② 不法投棄の防止及び監視体制の推進

第2節 環境と共生する資源循環型社会の形成

第1項 ごみの収集・処理、リサイクルの推進

【現状と課題】

本市では、生活系一般廃棄物の収集・運搬を行い、峡北広域環境衛生センター及び市の指定した処理施設で処分及び資源化を行っています。

平成19年度には、目標年度を平成33年度と定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの適正な処理を推進するため必要な基本事項をまとめ、これまでこの計画に基づく取組を進めてきました。

計画に基づく重点施策として、生ごみ処理機・コンポスト購入者に対する補助金制度を継続するとともに、ごみステーションの設置についても補助制度を設けてきました。

また、リサイクルの徹底化を進め、分別収集マニュアルを作成し、その普及を図ってきました。

今後は、東日本大震災を教訓に、災害によって発生した廃棄物の処理についての方針を予め定めていくことが必要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 一般廃棄物処理の適正化

今までの大量消費・大量廃棄という考え方を改め、排出抑制・資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会へ転換をするため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）やごみ減量化に向けた呼びかけをはじめ、家庭での生ごみ処理を推進します。

また、「一般廃棄物処理基本計画」について進捗状況を把握するなかで見直しを行い、適切なごみ収集処理を進めます。

2) リサイクルの推進

分別収集マニュアル、ごみ資源物排出日程表により、資源リサイクルを推進します。

3) 災害廃棄物処理の対応

がれきなど災害廃棄物の発生予測により、災害に対応する災害廃棄物処理計画を策定します。

施策の体系

1. ごみの収集・処理、リサイクルの推進

1) 一般廃棄物処理の適正化

① 一般廃棄物処理基本計画の推進

② ごみ排出抑制・資源化の啓発

2) リサイクルの推進

① 分別収集の推進

② ごみ分別収集計画の策定(見直し)

3) 災害廃棄物処理の対応

① 災害廃棄物処理計画の策定

第2項 適切な、し尿処理と衛生施設の管理

【現状と課題】

本市では、し尿と浄化槽汚泥を区分して許可業者により収集し、峡北広域行政事務組合南部衛生センター処理施設と北部ふるさと公苑処理施設で中間処理しています。

平成20年2月に、「生活排水処理基本計画」を策定し、適切な、し尿処理と衛生施設の管理に関する事項を定めました。

南部衛生センターの最終処分については、民間委託とし一部は肥料等に利用し、一部は埋め立て処分としています。また、北部ふるさと公苑の最終処分は、脱水・乾燥・焼却後、焼却灰を民間委託とし、セメント固化埋め立て処分としています。

北部ふるさと公苑と南部衛生センターについては、設備の機能低下や施設の老朽化などから、今後、市として両施設の在り方について根本的な検討が必要です。

【施策の方向・内容】

1) 適切な、し尿処理と衛生施設の管理

平成20年2月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の部門計画として定めた「生活排水処理基本計画」に基づき、適切な、し尿処理と衛生施設の適正な管理に努めるとともに、進捗状況を把握するなかで計画の見直しを行います。

また、北部ふるさと公苑と南部衛生センターについては、今後の施設の在り方について検討します。

施策の体系

2. 適切な、し尿処理と衛生施設の管理

1) 適切な、し尿処理と衛生施設の管理

① 適切な、し尿処理と衛生施設の管理

第3項 公害防止対策の推進

【現状と課題】

本市では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった、典型7公害に対する苦情以外に、廃棄物の不法投棄や、動物の糞害等に対する苦情が多く寄せられます。

特に、悪臭や騒音に関する苦情は、社会情勢の変化により今後ますます増加する傾向にあります。

公害に対しての苦情は、周辺に住む住民への影響を考えない企業の活動や、市民同士の生活パターンや考え方の相違などから発生する事が多いことから、多面的な視野で対応していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 公害防止に関する体制づくり

庁内関係各課をはじめ県等の関係機関との連携を強化し、公害防止に関する体制づくりを図ります。

さらに、環境監視員による不法投棄の監視活動を推進します。

2) 市民や事業者への啓発活動の推進

企業活動等に伴う公害防止への啓発を推進します。

施策の体系

3. 公害防止対策の推進

1) 公害防止に関する体制づくり

① 公害防止の協力体制づくり

② 不法投棄等の監視体制の強化

2) 市民や事業者への啓発活動の推進

① 公害防止の啓発

第6章 交流を深め躍進の杜づくり

第1節 広い視野を育む交流の推進

第1項 産・学・官連携交流の推進

【現状と課題】

地域社会の中で、産（企業）・学（大学等）・官（自治体等）は、経済・教育・行政を担当する中核的な組織であり、この三者が相互に連携し交流を図っていくことが21世紀における地域社会の発展に必須となっています。

本市では、平成20年10月に早稲田大学大学院公共経営研究科と地域資源を活用した地域活性化を主なテーマとして、連携協定を締結したのを皮切りに、平成22年3月には国立大学法人山梨大学、平成23年3月には国立大学法人東京芸術大学社会連携センター、さらには、平成23年10月には国立大学法人東京工業大学ソリューション研究機構との連携協定を締結し、相互の発展と地域社会の活性化に寄与する取組を進めてきました。

さらに、平成22年4月には、早稲田大学大学院公共経営研究科・中日本高速道路（株）八王子支社・本市の三者間において、それぞれの資源を有効活用した地域活性化を主なテーマに連携協定を締結し、高速道路のパーキングエリアに「赤ちゃん妊婦さん優先駐車場」の設置などの具体的な取組を進めてきました。

このほか、国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科にデマンド交通の実用化に関する研究のフィールドを提供するなど、多様な連携と交流を進めています。

今後も、本市を大学や企業にフィールドとして提供することで、学生の若い力や新しい視点・アイデアを市政に生かすとともに、具体的な施策について企業の資本力・実行力により実施し、地域の活性化を図っていくことが極めて重要です。

【施策の方向・内容】

1) 産・学・官連携交流の推進

連携関係にある企業、大学とはこれまで以上にその連携を強化し、具体的な施策の実現を図っていきます。

さらに、新たな企業や大学との連携協定を模索していきます。

施策の体系

1. 産・学・官連携交流の推進

1) 産・学・官連携交流の推進

① 産・学・官連携交流の推進

第2項 地域間交流や国際交流の充実

【現状と課題】

本市と交流のある地域は、東京都新宿区、東京都荒川区、東京都東村山市、東京都西東京市、東京都羽村市、新潟県上越市、福井県小浜市、静岡県袋井市、愛媛県伊予市の9箇所で、西東京市、羽村市、上越市、袋井市の4市と姉妹締結を交わしています。

このうち、新宿区、西東京市、羽村市、袋井市の4市区と災害時の相互援助協定等を締結しています。

現在の地域間交流は、イベントの際の出店等を含め地区単位で交流を行っている状況であり、今後、市としての交流のあり方や内容について見直しをする必要があります。

一方、国際交流においては、米国ケンタッキー州マディソン郡・ベリア市・リッチモンド市、韓国抱川市、カナダ国と相互交流を行っています。

とくに、抱川市とは職員の相互派遣を行うとともに、カナダ国との交流は中学生を派遣し、国際性豊かな人材の育成を図っています。

また、国際化の波を受けて市内に在住する外国人も増加するとともに、北杜市を訪れる外国人も増加する傾向にあることから、そうした方々との対応の在り方についても今後検討していく必要があります。

また、国際交流については、現在、市が中心となって行われていますが、今後、民間主体の活動へ展開していくことが必要です。そのため、ボランティア等、人材の確保と育成が必要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 地域間交流や国際交流の推進

地域間交流は、今後の交流のあり方を相手方と検討し、相互の理解に基づいた活動を進めます。

また、国際交流においては、現在交流を行っている自治体との交流関係を深めるとともに、国際交流に携わるボランティアの育成・確保に努めます。

さらに、市内に在住する外国人の方々との交流の場を引き続き作るとともに、市内を訪れる外国人の方々へ「おもてなし」する取組を推進します。

施策の体系

2. 地域間交流や国際交流の充実

1) 地域間交流や国際交流の推進

① 地域間交流の推進

② 国際交流の推進

③ 国際化への対応

④ 外国人の訪問者に対する「おもてなし」

第3項 若者の交流機会の充実

【現状と課題】

少子化による人口の減少は大きな社会問題となっており、少子化の要因として、晩婚化や未婚化が挙げられています。

本市では、これらの対策として、北杜市結婚相談員連絡協議会を設置し、結婚相談員に45名を委嘱しており、年間約10組の成婚実績があります。

現在、市内8箇所で開催していますが、登録者の確保が難しい状況の中、登録者のプライバシー保護などに配慮し、誰でも気軽に相談できる運営に努めています。

現在は、相談業務にとどまらず、男女の出会いの場の提供と、積極的に、出会いの機会を充実する取組も進めています。

また、近年の非常に厳しい就職状況を踏まえ、新規卒業予定者や市内への就職者等に対して、定住につながるような支援がこれからも必要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 若者の交流機会の充実

多様な機会を捉え、若者の出会いの場を積極的に創出します。

また、女性が積極的に参加できるような出会いの場を創出します。

さらに、若者の本市への定住を促進するため、就業への支援を推進します。

施策の体系

3. 若者の交流機会の充実

1) 若者の交流機会の充実

① 結婚支援事業の推進

② 若者の雇用促進

第 7 章 品格の高い感動の杜づくり

第 1 節 地域資源を活用した多様な観光の展開

第 1 項 観光の振興

【現状と課題】

本市は、清らかで豊かな水資源や、山岳などの美しい自然景観、リゾート高原地帯など恵まれた自然環境を有しており、また、古くからある温泉地や歴史的な町並みが残り、日本三大桜の一つで天然記念物の山高神代桜をはじめ、数多くの文化財や縄文時代などの古代の遺跡などが存在しています。

このような多くの観光資源を有する本市は、観光客を迎えるため、観光パンフレットの作成、観光 PR キャンペーンの実施、観光案内拠点の整備、ホームページでの情報発信など、様々な取組を行ってきました。

しかし、資源が十分活用されていない部分もあり、各地に点在する多くの観光資源を結びつけて魅力ある観光商品として売り込みを行う必要があります。

このためには、観光案内所や大型観光施設、それぞれの地域で独自の活動を行っている観光協会や観光事業者が連携し、宿泊を促すような受入体制やサービスの提供と、豊かな資源を効果的に活用した旅行商品開発、情報発信等が必要となっています。

近年、本市の観光客の滞在傾向は、昨今の経済状況を反映し、日帰り型が多い状況にあります。

これまで、本市では、来訪者が市内に長期滞在し、癒しの空間の中で心身をリフレッシュしてもらうため、平成 19 年 6 月に「長期滞在型リゾートの杜」宣言を行い、受入体制の整備をこれまで行ってきましたが、これからは、日帰り型、長期滞在型ともに魅力ある旅行商品開発や取組を進めていく必要があります。

さらに、平成 20 年 4 月には、子連れ旅行に最適な観光地を全国から選定する、「ベビーズヴァカスタウン」の第一号として本市が選定され、親子が安心して楽しめる観光地づくりを進めています。

また、平成 22 年 5 月には、本市と長野県富士見町、原村の 3 市町村をエリアとした「八ヶ岳観光圏」が国の認定を受け、県を跨いだ広域連携による観光振興がこれからの重要な課題となっています。

こうした観光振興の取組の多様化の中で、本市への更なる観光客の誘致を推進していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 特色ある観光資源の活用

自然、歴史、文化、農業体験など、本市の特色ある資源を活用した観光地づくりを推進します。

2) ネットワーク型観光地づくりの推進

市内の各観光エリアや地域の連携を図り、日帰り型、長期滞在型ともに魅力ある観光地づくりを推進します。

さらに、八ヶ岳観光圏内の結束を深め、観光圏を生かした観光商品の開発を行います。

3) 受け入れ体制の充実

観光、交流拠点など受け入れ体制の整備を図るとともに、もてなしの心を持つ観光地づくりを推進します。

また、リトリートの杜、ベビーズヴァカスタウン等、本市の観光地で癒しと安心を体感できるプログラムや受入体制を整備します。

施策の体系

1. 観光の振興

1) 特色ある観光資源の活用

- ① 自然資源等を生かす魅力づくり
- ② イベント開催の推進

2) ネットワーク型観光地づくりの推進

- ① 道路・交通環境の充実
- ② 広域観光圏の整備

3) 受け入れ体制の充実

- ① 観光拠点の整備ともてなしの観光地づくり
- ② 長期滞在型観光の体制づくり

第2節 地域文化を愛しむ、人と環境の形成

第1項 文化財の保護

【現状と課題】

本市は、国指定の天然記念物の「山高神代ザクラ」をはじめ、平成22年度末で、国指定文化財7件（史跡2・天然記念物3・建造物2）、県指定文化財39件（建造物7・美術工芸品9・史跡1・天然記念物21・無形民俗1）、市指定文化財156件がありますが、そのほかに指定に至っていないものの、地域にとって重要な文化財、これに準じたものが多数存在します。

また、埋蔵文化財に関しては、懸案となっている指定候補物件があり、無形民俗文化財においては、その保持者、伝承者が高齢化してきているのが現状です。

本市は、202件に上る国・県・市指定文化財及びこれに準じたものの適切な保護・保全を図るため、調査・研究を進め、指定文化財の適切な保護措置をとる必要があります。

さらに、無形民俗文化財の伝承活動を支援するなど、文化財を活用した魅力あるまちづくり・景観づくりを含めた、文化財の保護意識を高めるための効果的な普及・活用方法の検討を行う必要があります。

本市には、北杜市郷土資料館や浅川伯教・巧兄弟資料館をはじめとして、5館の郷土資料館があり、地域の歴史を伝える古文書や郷土資料が保存されています。

これらの郷土資料館は、平成23年度に10館から5館に再編整備したもので、本市の貴重な郷土資料を後世に残すために、適切な調査と保存管理を進める必要があります。

さらに、浅川伯教・巧兄弟資料館については、平成23年度に浅川巧の功績を後世に伝える小説「白磁の人」が映画化されるなど、本市としても、その功績を広く発信していく取組が必要です。

【施策の方向・内容】

1) 指定文化財等の保護

文化財に関する学習機会を拡充するとともに、市民、市民団体、関係者等が連携し、地域で文化財等を保護する体制づくりに努めます。

また、指定文化財等の適切な保護・保全を図るため、調査・研究を進め、保護措置や新規指定等の環境整備に努めます。

2) 文化財の情報発信

本市に数多くある文化財について、多様な方法を通じて、全国に情報発信し、本市をPRすることによって、文化財の保護と活用に努めます。

さらに、浅川伯教・巧兄弟の功績を顕彰し、広く情報発信していくための取組を進めます。

施策の体系

1. 文化財の保護

1) 指定文化財等の保護

① 文化財の調査と保護

② 文化財を取り巻く環境の整備

2) 文化財の情報発信

① 文化財の周知

② 資料館施設の適切な運営

③ 資料館施設の適切な管理

第2項 青少年の健全育成

【現状と課題】

本市では、青少年の健全育成に向け、青少年育成北杜市民会議を中心に青少年育成のための市民運動を展開しています。

その一環として、北杜市子どもクラブ指導者連絡協議会が主体となって、球技大会やキャンプなどの野外活動を実施するとともに、高校生を中心としたジュニアリーダーの育成にも取り組んでいます。

さらに、図書館や各種団体と連携した体験活動や伝統文化の体験教室なども開催しています。

各教育センターにおいても、地域の実情に即した青少年教育を展開し、青少年育成のための地区民会議などを組織して、青少年育成カウンセラーを中心とした活動が行われています。

今後、少子化がますます進む中で、各種取組に参加する児童・生徒の減少が課題となっており、活発な活動に向けた取組が必要となっています。

【施策の方向・内容】

1) 青少年育成推進体制の充実

地域住民や保護者が直接関わる青少年育成のための市民会議や地区民会議などの推進体制を充実するとともに、各団体が連携して事業を実施していきます。

また、子どもクラブ指導者連絡協議会が中心となって、球技大会や各種体験教室など、子どもクラブ活動の支援やジュニアリーダーの育成を進めます。

さらに、図書館や各種団体と連携した体験活動や伝統文化の体験教室等を開催していきます。

施策の体系

2. 青少年の健全育成

1) 青少年育成推進体制の充実

① 青少年健全育成の推進

② 青少年育成組織の支援

第3節 芸術と文化で育む地域の創造

第1項 芸術・文化を育む地域づくり

【現状と課題】

市内には、平山郁夫シルクロード美術館や金田一春彦記念図書館など、全国に誇れる文化施設が数多く存在します。

また、豊かな自然に囲まれた癒しの空間を求めて、多くの文化人や芸術家が市内に移住してきており、文化施設と相まって、市内に居ながら一流の芸術や文化に触れる機会に恵まれています。

さらに、この地域での生活によって蓄えられた地域の人たちの知恵や知識は、子ども達や新しくこの地域に生活を求めてきた人たちへの生きた教材であり、この両者が、互いに情報を共有し、切磋琢磨する中で、これからの文化を育てて行くことが求められています。

こうした中で、平成21年度には、「北杜市芸術文化スポーツ振興基金」を創設し、市民に優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を提供する団体を支援してきました。

その一方で、本市の文化活動を支えてきた団体の自立についても、支援をしていく必要があります。

なお、平成25年1月からは、国民文化祭が山梨県で開催され、北杜市では、「金田一春彦ことばの学校（方言川柳）」など、4事業を行うこととなっています。

この機会に、これらの地域資源を市民はもとより、市外の多くの人にも知ってもらい、本市の良さを文化の面からも理解してもらうことが必要です。

【施策の方向・内容】

1) 芸術・文化を育む教育や普及活動の充実

市内に在住する文化人や芸術家のネットワークを活用し、市民に一流の芸術や文化に触れる機会を提供していきます。

「北杜市芸術文化スポーツ振興基金」を活用し、市民に優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を提供する団体を支援していきます。

県内で開催される国民文化祭を契機に、芸術文化に対する市民参加を促すとともに、市内を訪れる全国の方々と交流することによって、北杜市を愛してもらう取組を進めます。

施策の体系

1. 芸術・文化を育む地域づくり

1) 芸術・文化を育む教育や普及活動の充実

① 芸術・文化活動への支援

② 芸術・文化事業の実施

③ 新しい芸術文化の創造

④ ホールの適切な管理

第 8 章 連帯感のある和の杜づくり

第 1 節 市民と協働するまちづくりの推進

第 1 項 広報・広聴の充実

【現状と課題】

本市では、ホームページに掲載の電子メールや本庁及び各総合支所の窓口に設置している「市長への手紙」により、広く市民から意見・要望・提案等を受け、回答を集約して広聴活動を行っているほか、一般メールにおいても、多岐にわたる意見を収受して、回答を集約しています。

また、幅広く市民の意見をいただくため、「市民と語る集い」を開催し、現在は、その発展形として「市政報告会」を市内各地域で開催しています。

さらに、開かれた市政を推進するため、北杜市情報公開条例に基づき、公文書の情報公開を進めています。

一方、ガラス張りの行政推進に向け、市民にとって身近な「広報ほくと」などの紙面媒体や「北杜市ケーブルテレビ（CATV）」等のメディアを使った広報活動によって、市政の方向や状況を市民に積極的に情報提供しています。その他、「市勢要覧」等により、市の現況や特性をはじめ歴史や文化等も広く周知しています。

【施策の方向・内容】

1) 幅広い市民意見の集約

幅広い市民意見の集約のため、「市長への手紙」や「市政報告会」の休日開催等の取組を推進します。

2) 情報公開の推進

開かれた市政を推進するため、北杜市情報公開条例に基づき、公文書の情報公開を進めていきます。

3) 広報活動の充実

広報紙、ケーブルテレビ（CATV）、ホームページ等を有効に活用し、市政の方向や状況等を、市民にわかりやすく提供していきます。

施策の体系

1. 広報・広聴の充実

1) 幅広い市民意見の集約

① 「市長への手紙」システムの取組

② 市政報告会の開催

2) 情報公開の推進

① 市民への情報の公開

3) 広報活動の充実

① 市民への情報の提供

第2項 まちづくり活動の充実と人材育成

【現状と課題】

本市では、市民との協働によるまちづくりを進めるため、協働相談・支援窓口の設置を検討し、合わせて、市のホームページを活用した協働事業に対する情報提供の検討など、協働支援体制の整備を進めています。

また、市民との協働によるまちづくりを推進するための手段として、住民自治基本条例等を制定し、市政運営の基本ルールを定める自治体が増えていますが、本市としても、こうした取組も参考に、市民と行政がこれまで以上に双方の役割を明確にして共にまちづくりを進めていく必要があります。

また、本市では、各町に地域委員会が設置されており、各委員会は20人以内の委員で構成されています。地域の諸問題は地域で解決するよう活動を行っています。

これまで、地域委員会では、地域のお祭りや伝統文化の継承など、地域の特色を生かした活動に大きな役割を担ってきましたが、今後の地域委員会の在り方について、現在、様々な意見があり、今後の活動の進め方を含め、検討していく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 市民との協働によるまちづくりの推進

市民との協働によるまちづくりを進めるため、協働相談・支援窓口の設置を検討し、合わせて、市のホームページを活用した協働事業に対する情報提供の検討など、協働支援体制の整備を進めます。

さらに、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画し、地域の特性を発揮できる仕組みづくりを、住民自治基本条例の制定等も参考に、検討します。

2) 地域の特性を生かした活動への支援

現在まで、市民が市と協働してより良い地域づくりを行うため、大きな役割を担ってきた地域委員会の今後の在り方や活動の進め方について、検討していきます。

施策の体系

2. まちづくり活動の充実と人材育成

1) 市民との協働によるまちづくりの推進

① 市民参加推進のシステムづくり

2) 地域の特性を生かした活動への支援

① 地域の特性を生かした活動への支援

第3項 男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

これまで、本市では、男女があらゆる分野にともに参画し、ともに責任を分かち、自立した個人としての多様な社会の実現をめざし、平成18年3月に策定した「ほくとほほえみ夢プラン」に基づき、「北杜市男女共同参画推進委員会」を設置し、家庭・職場・地域における取組を推進してきました。

平成23年11月には、「男女共同参画都市」宣言を行い、性別や世代を超えて、互いに支え合うまちづくり・人づくりに取り組んでいく決意を表明しました。

県と連携する中で、整備を計画していた「男女共同参画推進センター」については、建設に至りませんでした。地区公民館やホールなどの既存施設を有効活用し、男女共同参画関連の会議やイベント・講座等を積極的に開催しています。

今後も、「男女共同参画都市」として、名実ともに男女共同参画社会の推進を市を挙げて取り組んでいく必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 男女共同参画社会の推進

「ほくとほほえみ夢プラン」に基づき、男女共同参画社会のための多様な取組を推進します。

特に、思春期からのDV対策の強化・充実を図るとともに、女性団体への活動支援も行っていく予定です。

施策の体系

3. 男女共同参画社会の推進

1) 男女共同参画社会の推進

① ほくとほほえみ夢プランの推進

② DV対策の強化・充実

③ 女性団体への活動支援

第2節 適切な市民サービスの提供に向けた行政機能の充実

第1項 行政推進体制の強化

【現状と課題】

本市の行政機構は、平成22年度に機構改革を行い、機能性・合理性を重視した再編を行いました。今後、本庁舎の位置決定や総合支所・出張所の在り方を検討するとともに、市有施設・設備のより一層の合理化を図り、適切な管理に努めていく必要があります。

そのため、平成23年2月に、「第2次北杜市行政改革大綱・行政改革アクションプラン」を策定し、行政改革の継続的な取組を進めています。

行政改革の大きな柱として、総人件費の抑制を掲げ、平成23年3月に、「第2次北杜市定員適正化計画」を策定し、更なる人員の削減にも努めています。

こうした、行政組織や人員の合理化を図るためには、職員の人材育成と能力向上が不可欠であり、これまで、様々な研修を実施し、平成23年度には、早稲田大学大学院に複数の職員を派遣し研修させるなどの多様な取組も進めてきました。

今後も、人員の合理化を図っていく中で、職員の能力向上を図り、行政サービスの水準を低下させないことが必要です。

【施策の方向・内容】

1) 行政経営の合理化

スピードと成果、コストを重視し、併せて社会経済情勢の変化や多様化する行政サービスに適切に対応できる柔軟な組織機構への再編に取り組むとともに、本庁舎の検討と併せて、総合支所・出張所の縮小・廃止を含めて根本的な見直しを行い、組織の簡素、合理化を目指します。

市有施設・設備についても、より一層の合理化を図り、適切な管理に努めます。

2) 行政改革の推進

財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化と市民と行政の役割分担の明確化を基本理念に、引き続き行政改革に取り組みます。

3) 人事管理の適正化

「北杜市定員適正化計画」に基づき、更なる人員の削減に努めるとともに、職員の人材育成と能力向上に資する多様な研修を実施します。

施策の体系

1. 行政推進体制の強化

1) 行政経営の合理化

① 組織・機構の改革

② 市有施設の適切な管理

2) 行政改革の推進

① 行政改革の推進

3) 人事管理の適正化

① 適切な定員管理の実施

② 人材育成と活用の推進

第2項 財政の健全化

【現状と課題】

これまで、本市における財政の危機的状況を抜本的に改善するため、「北杜市財政健全化計画」や「北杜市行政改革大綱」等を策定し、公共工事の縮減や職員数の削減、指定管理者制度の導入など、財政健全化に向けた取組を積極的に実施してきました。

その成果として、平成18年度末と平成22年度末を比較すると、財産区を除く全会計の基金残高は約58億円増加し、全会計の市債残高は約108億円減少しています。

課題としていた市税徴収率の向上については、平成22年度に収納課を新設し、滞納整理等を積極的に進めた結果、特に滞納繰越分の市税徴収率は、平成21年度に12.0%であったものが、平成22年度には17.3%と大幅に改善しています。

以上のように、財政健全化の取組は、着実に成果として表れているわけですが、扶助費等の義務的経費の増加等により、財政指標である経常収支比率は、平成22年度には86.7%と、平成18年度より4.5ポイント上昇しています。

また、平成18年度から導入された財政健全化指標である実質公債費率は、改善が図られてきたものの、18%未満が達成できず、県内唯一の起債許可団体となっています。

市債残高についてみれば、市債発行の抑制や積極的な繰上償還の実施等により、大幅に削減してきたところですが、合併前の旧町村時代の事業実施が要因となって、他の合併市に比べ突出して高い水準にあります。

さらに、市税等の飛躍的な増収が見込めない状況下では、新たな自主財源の確保や、負担の公平・公正の観点から使用料、負担金等の見直しも必要であり、市民と行政の役割分担の在り方についても再検証し、必要に応じて、事務事業の見直しや民営化、民間委託等、民間活力の導入等も求められています。

こうした状況に加え、平成27年度から交付税の段階的な縮減も予定されていることから、引き続き、財政健全化の取組を進め、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが喫緊の課題となっています。

【施策の方向・内容】

1) 健全な市財政の確立

引き続き、本市財政の危機的状況を抜本的に改善し、持続可能な財政運営の確立を図るため、市債の繰上償還や総人件費の抑制、補助金等の整理合理化など、財政健全化に向けたあらゆる取組を実施していきます。

2) 市税等の収納率向上と負担の公平化の実現

市税等の収入確保の徹底や、受益者負担等の見直しを行うことにより、負担の公平化を図るとともに、普通財産の処分や新たな自主財源の確保を積極的に推進します。

3) 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進

事務事業評価や事業仕分けを活用する中で、行政サービスの在り方を抜本的に見直すとともに、事業や施設運営等に民間活力を積極的に導入します。

さらに、出資法人の見直しを進め、財務状況や活動状況等の情報公開を進めます。

施策の体系

2. 財政の健全化

1) 健全な市財政の確立

① 財政健全化の推進

② 総人件費の抑制

③ 補助金等の整理合理化

2) 市税等の収納率向上と負担の公平化の実現

① 収納確保の徹底

② 受益者負担の適正化

③ 新たな自主財源の創設・確保

3) 事務事業の根本的見直しと民営化、民間委託の推進

① 事務事業の見直し

② 施設の管理運営等の見直し・施設、資産の有効活用

③ 出資法人の見直し

第3項 広域行政の展開

【現状と課題】

本市の、広域消防、ごみ・し尿処理、水道水の確保等の事業は、近隣自治体である韮崎市、甲斐市を含む一部事務組合で行っていますが、社会経済状況の変化や、施設の老朽化等により、今後、解決すべき課題が山積しています。

一部事務組合を構成する自治体はもとより、その他の自治体や県とも協議を進め、問題解決にあたる必要があります。

【施策の方向・内容】

1) 広域行政の推進

県下一消防本部への統一化や、ごみ処理場の更新問題など、関係各自治体と協議を進め、問題解決を図ります。

施策の体系

3. 広域行政の展開

1) 広域行政の推進

① 広域行政の推進

第1次北杜市総合計画 後期基本計画

参 考 資 料

北杜企画第 184号
平成23年9月26日

北杜市総合計画審議会 殿

北杜市長 白 倉 政 司

北杜市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

北杜市総合計画審議会条例（平成17年条例第4号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮問事項】

北杜市総合計画後期基本計画（平成24年度から平成28年度）（案）について

【諮問理由】

第1次北杜市総合計画前期基本計画（平成19年度から平成23年度まで）は、基本構想（平成19年度から平成28年度まで）に掲げた将来像や分野別のまちづくり目標を実現するために、個々の施策を体系的・具体的に明らかにする中期のプログラムとして策定しましたが、前期基本計画の最終年度に当たり、次の5年間（平成24年度から平成28年度まで）における施策の具体的な方向性を明らかにするため、後期基本計画を策定することといたしました。

このため、同基本計画（案）について、貴審議会の調査、審議を求めるものであります。

平成23年11月29日

北杜市長 白倉政司様

北杜市総合計画審議会
会長 齊藤満

北杜市総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年9月26日付、北杜企画第184号で諮問のあった北杜市総合計画後期基本計画（案）について、当審議会での慎重な審議の結果、市の将来像として掲げた「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向けての取り組むべき課題に対応した計画であることから、原案のとおり承認する旨、答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、市を取り巻く社会経済状況を勘案した上で、計画的・効率的な行財政運営を進めるとともに、次の事項に十分配慮されるよう要望します。

記

1. 人口減少や少子高齢化は、地域の活力低下や市税の減収など、市政運営に大きな影響を与えることから、定住人口の増加に向けた取組を進めるとともに、子育て支援策の一層の充実に努めること。
2. 社会経済状況の変化を的確に捉え、財政健全化に資するあらゆる取組を進めること。また、厳しい財政状況の中でも、市民の意向に即した行政運営に鋭意取り組むこと。
3. 東海地震などの大規模災害に備え、地域防災計画や防災マップの一層の周知と、状況に即応できる防災体制の確立に努め、安全・安心、災害に強いまちづくりを進めること。
4. 審議の過程で示された意見や提言、また、パブリックコメントによる意見等を十分考慮し、計画の実現に向けた事務事業に取り組むこと。

北杜市総合計画審議会条例

平成17年3月22日
条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、北杜市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合計画の作成の基準となるべき事項
- (2) 総合計画の実施に関して必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関連する重要事項

(資料の提出等)

第3条 審議会は、必要に応じ市長を通じて関係行政機関に関し資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

- 2 審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会長が適当と認めたものは、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、企画部企画課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北杜市総合計画に関する規則

平成18年3月23日
規則第93号

(目的)

第1条 この規則は、北杜市総合計画(以下「総合計画」)の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「総合計画」とは、本市の将来の健全な発展を促進するために策定する本市政の総合的計画をいい、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなるものとする。

2 この規則において「基本構想」とは、本市及び本市の存する地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明示するものをいう。

3 この規則において「基本計画」とは、基本構想に基づき本市行政の方向を明らかにするため、本市行政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。

4 この規則において「実施計画」とは、基本計画に基づき具体的な事務、事業の実施に関して作成する計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本市発展のための基本的施策を積極的かつ重点的に推進することにより計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちつつ総合的成果をあげるように策定しなければならない。

(総合計画策定本部の設置)

第4条 基本構想及び基本計画の案を審議調整し、全庁的な策定体制を整備するため、北杜市総合計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

2 本部の組織等については、別に定める。

(基本構想の策定)

第5条 基本構想の期間は、10年とする。

2 基本構想は、本部で調整し、原案を作成して議会の議決を経て定める。

(基本計画の策定)

第6条 基本計画の期間は、5年とし、経過するごとに更新するものとし、社会経済情勢に適合するように策定しなければならない。

2 基本計画は、実施計画その他の事務事業計画の基本とするものとし、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更しないものとする。

3 基本計画は、市長が定める基準に従い、本部で調整し、原案を作成し、市長が決定する。

(実施計画の策定)

第7条 実施計画の期間は3年とし、1年次を経過するごとに検討を加え、後年度分を逐次繰り入れ、常に3年先までの計画とする。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 基本計画が変更されたとき。
- (2) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。
- (5) 前項の規程により変更するとき。

3 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように本部で調整し、原案を作成し、市長が決定する。

(総合計画審議会への諮問)

第8条 市長は、第5条第2項の規定により基本構想を議会の議決に付そうとすると及び第6条第3項の規定により基本計画を決定しようとするとき、その他総合計画に関する重要な事項の決定に当たり特に必要と認めたときは、総合計画審議会に諮問するものとする。

(計画の実施)

第9条 総合計画に定められた事務事業は、これを実現するよう努めるものとする。

(計画実施に必要な外部調整)

第10条 本部は、総合計画の実施に当たり必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、事業が円滑に行われるよう図らなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北杜市総合計画策定本部規程

平成18年3月23日
訓令第33号

北杜市総合計画策定本部規程(平成17年北杜市訓令第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 北杜市総合計画(以下「計画」という。)を合理的かつ能率的に策定するため、北杜市総合計画に関する規則(平成18年北杜市規則第93号)第4条の規定に基づき、北杜市総合計画策定本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、市の基本構想及び基本計画を策定するために必要な企画調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

(組織)

第3条 本部がその職務を行うのは、本部員会議、推進会議及び計画班によるものとする。

2 本部は、本部長、副本部長、本部員、部員、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 本部長は、市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部員会議は、本部長、副本部長及び別表第1に掲げる職にある本部員をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部長は、本部員会議を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

4 本部員会議は、計画に係る全ての原案策定を行うものとする。

(推進会議)

第5条 本部に推進会議を置き、別表第2に掲げる職にある部員をもって構成し、企画部長が招集する。

2 企画部長は、推進会議を総理する。

3 推進会議は、基本計画案及び実施計画案の策定を行うものとする。

(計画班)

第6条 本部に計画班を置き、別表第3に掲げる班員をもって構成し、本部長が任命する。

2 班に班長及び副班長を各1人置き、企画部長が指名する。

3 班長は、会議を招集し、その議長となる。

4 計画班は、次に掲げる事項の中から本部長が指示した事項(以下「検討事項」という。)について調査検討し、その結果を企画部長を経て本部長に報告する。

(1) 基本計画及び実施計画の素案の作成に関する事項

(2) 合併前の事務事業の整理及び分析・検証に関する事項

(3) 担当する事務事業等及び各種関連計画との調整・整合に関する事項

(4) 担当する業務等に係る「現況と課題」、「基本方針」、「主要施策」、及び「施策及び事業」等の素案の作成に関する事項

(5) 所属部署内の連絡調整及び意見の取りまとめに関する事項

(6) 市民で構成する研究集会と連携し、素案を検討することに関する事項

(7) その他基本計画及び実施計画の作成に必要な事項

5 計画班は、検討事項ごとに班を編成し、調査検討に当たる。

6 班長は、必要に応じ計画班以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

7 班長は、各班での調整が必要と認めた場合は、班長間で協議し、合同会議を開催することができる。

8 班の庶務は、班長が指名する者において処理する。

(庶務)

第7条 本部に関する庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日訓令第5号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月19日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

職名
市長、副市長、教育長、部長、教育次長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、支 所長、政策秘書課長

別表第2(第5条関係)

職名
企画課長、財政課長、管財課長、総務課長、地域課長、税務課長、収納課長、市民課長、介護支援課長、健康増進課 長、福祉課長、子育て支援課長、環境課長、上水道課長、下水道課長、農政課長、林政課長、観光・商工課長、食と 農の杜づくり課長、まちづくり推進課長、住宅課長、道路河川課長、用地課長、教育総務課長、生涯学習課長、学校 給食課長、学術課長、中央図書館長、会計課長、各総合支所地域市民課長

別表第3(第6条関係)

計画班	
ネットワーク都市班	政策秘書課、企画課、財政課、管財課、税務課、収納課、 道路河川課、会計課、議会事務局、監査委員事務局及び 総合支所地域市民課に所属する職員で、所属部、局又は 支所の長等が推薦した者(所属ごとに1人)
環境共生都市班	総務課、環境課、上水道課、下水道課、まちづくり推進 課、住宅課、用地課及び総合支所地域振興課に所属する 職員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者(所属ご とに1人)
交流産業都市班	農政課、林政課、観光・商工課、食と農の杜づくり課、 農業委員会事務局及び総合支所地域振興課に所属する職 員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者(所属ごと に1人)
生活文化都市班	地域課、市民課、介護支援課、健康増進課、福祉課、子 育て支援課、教育総務課、生涯学習課、学校給食課、学 術課、中央図書館及び総合支所地域市民課に所属する職 員で、所属部、局又は支所の長等が推薦した者(所属ごと に1人)

北杜市総合計画審議会委員名簿

委嘱年月日 平成23年9月26日

順不同

番号	氏名	役職名等	備考
1	ふじもり 藤森 伸一	北杜市農業委員会会長	
2	さいき 齊木 まさみつ 正光	北杜市民生児童委員協議会長	
3	おさだ 長田 はくお 伯雄	北杜市社会福祉協議会長	
4	ふじはら 藤原 みつひと 光仁	市内小中学校校長会長	
5	さいとう 齊藤 みつる 満	青少年育成市民会議長	会長
6	ながさか 長坂 すけみつ 祐光	北杜市代表区長会長	
7	みつい 三井 けんいちろう 健一郎	北杜市代表区長副会長	
8	あさかわ 浅川 さだあき 定正	北杜市代表区長副会長	
9	こしみず 興水 よしひこ 順彦	北杜市商工会長	
10	あさかわ 浅川みのり	北杜市母子父子寡婦福祉連合会長	
11	こばやし 小林 はつお 初男	北杜市消防団長	
12	ふじはら 藤原 ただなお 忠直	峡北森林組合長	
13	むかい 向井 けいこ 恵子	男女共同参画推進委員会委員長	
14	しまぐち 島口 くにあき 邦昭	北杜市地域公共交通活性化協議会長	副会長
15	おざわ 小澤 ふみえ 文江	北杜市女性団体連絡協議会会長	副会長
16	しのはら 篠原 やすお 泰雄	明野地域委員会会長	
17	つがね 津金 たねひと 胤仁	須玉地域委員会会長	
18	あとべ 跡部 かずのり 和典	長坂地域委員会会長	
19	あさかわ 浅川 けんぼ 健圃	小淵沢地域委員会会長	
20	ふるや 古屋 けんじ 賢仁	白州地域委員会会長	
21	ひなた 日向 まさる 勝	武川地域委員会会長	
22	かわしま 川島 たけふみ 建文	(株)アルソア本社 経営開発部 経営企画マネージャー	
23	しのはら 篠原 みつる 充	北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会長	
24	こみやま 小宮山 あけみ 明美	子育て世代代表	

北杜市総合計画審議会等審議経過

会議等名	開催日時	場所	内容等
審議会	9月26日(月)午後1時30分～	市役所301会議室	委員委嘱 第1回審議会 後期基本計画案の諮問 前期基本計画施策評価表案の審議
	10月26日(水)午後1時30分～	市役所301会議室	第2回審議会 前期基本計画施策評価表案、後期 基本計画案の審議
	11月15日(火)午後1時30分～	市役所大会議室	第3回審議会 後期基本計画案の審議
	11月29日(火)午後1時30分～	市役所301会議室	第4回審議会 後期基本計画答申案の審議 答申
本部会議	7月12日(火)	市役所西館特別会議室	後期基本計画策定基準、策定スケジュール 施 策評価シートについて
	9月20日(火)	市役所西館特別会議室	第1回審議会の開催、前期基本計画施策評価表案 について
	10月17日(月)	市役所西館特別会議室	第2回審議会の開催、後期基本計画原案について
	10月24日(月)	市役所西館特別会議室	後期基本計画案について
	11月7日(月)	市役所西館特別会議室	第3回審議会の開催、後期基本計画案に係る要望・意見及び回答について
	11月14日(月)	市役所西館特別会議室	後期基本計画案に係る要望・意見及び回答、後 期基本計画案について
	11月29日(火)	市役所301会議室	議会全員協議会での説明、今後のスケジュール について
	12月19日(月)	市役所西館特別会議室	後期基本計画実施計画案について
	2月6日(月)	市役所西館特別会議室	後期基本計画パブリックコメントの報告及び回 答の作成について
	2月27日(月)	市役所西館特別会議室	後期基本計画、実施計画の確定版について
推進会議	6月24日(金)午前9時～	市役所大会議室	後期基本計画策定基準、策定スケジュール、施 策評価シートについて
	9月8日(木)午前10時～	市役所大会議室	前期基本計画施策評価表案について
	10月11日(火)午前10時～	市役所大会議室	後期基本計画原案について
パブリック コメント	平成24年1月4日(水) ～1月31日(火)	市役所企画課窓口、 総合支所地域市民課窓口 広報誌、ホームページ	総合計画後期基本計画案について意見募集

第1次北杜市総合計画 後期基本計画

人と自然と文化が躍動する環境創造都市

北杜市役所企画部企画課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1111（代表）

FAX 0551-42-1122

ホームページ <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp>
